

保土ヶ谷工場（仮称）改築工事に係る総合評価落札方式  
 調達公告等に関する質問書に対する回答書（1回目質問回答書）

標記工事に係る設計図書等の内容等について、次のとおり質問回答書を公開します。

No.	資料名	頁	対応箇所				内容	回答欄		
			第1章 第2章 など	第1節 第2節 など	1 2 など	(1) (2) など			(1) (2) など	① ② など
例	発注仕様書	3	第1章	第2節	5	(4)	(3)	①	〇〇〇	
1	入札説明書				2	(2)	オ		『コンストラクション・マネジメント業務委託の入札参加予定者へ関連のある者でないこと』とありますが、事業者側ではコンストラクション・マネジメント業務委託の入札参加予定者を把握することが困難であるため、入札説明書2(2)オに記載される発注支援業務委託に係る企業のみとしていただくようお願いいたします。	保土ヶ谷工場（仮称）改築工事等に伴うコンストラクション・マネジメント業務委託においては、本工事の請負者でないことを求めます。 入札参加資格としては、入札説明書に記載のとおりです。
2	入札説明書				9	(1)	ウ		『落札者決定は行わない。』とありますが、令和6年1月9日の開札では、入札参加者立会いのもと、入札参加者の技術評価点と入札金額が発表されるとの理解でよろしいでしょうか。また、最高評価入札者が2社以上ある場合のくじ引きについても、同日に行われるとの理解でよろしいでしょうか。	開札は本市で行い、入札説明書第12項に定めるところにより、落札者の決定及び結果通知を行います。 入札参加者の技術評価点及び入札金額については、落札決定後、「入札のとびら」において公表します。また、くじ引きについては、別途、最高評価入札者と日程調整をさせていただきます。
3	入札説明書				14				契約金（前払金・部分払）の各会計年度における支払限度額の割合について、現在の設定がございましたらご教示願います。	支払限度額の割合については、お答えできません。
4	工事請負約款 （設計・施工一括）	4	16	条	5				「必要があると認められるときは」という文言について、本条項に限らず下記に掲げるその他の条項でも見受けられますが、発注者の意思により決定されるものではなく、客観的な必要性がある場合に決定されるものと認識でよろしいでしょうか。 その他の条項：16条7項、18条3項、18条4項、18条5項、19条4項、19条5項、20条、20条の2の3項、21条3項、22条2項、23条3項、32条2項、38条4項、40条2項、50条の2	一義的に発注者の判断によりますが、必要に応じて、請負人と協議の上決定します。
5	工事請負約款 （設計・施工一括）	6	25	条	1				請負代金額の変更について、発注者と請負人の協議が成立しない場合、発注者が請負代金額を決定することとされていますが、実際の増額した費用や請負人の意見を前提として合理的な金額を設定いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	工事請負約款 （設計・施工一括）	7	26	条	3				変動前残工事代金額及び変動後工事代金額について、発注者と請負人の協議が成立しない場合、発注者がこの金額を決定することとされていますが、実際の増額した費用や請負人の意見を前提として合理的な金額を設定いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	工事請負約款 （設計・施工一括）	13	53	条の2	1				「受託者」という文言が使用されていますが、こちらは「請負人」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。
8	総合評価落札方式実施要領書	4							提案図書の受付期間（入札期間）が10月27日（金）から10月31日（火）となっていますが、国内案件としては処理規模が非常に大きく検討項目も多岐にわたるため、1ヶ月程度の延長をご検討頂けないでしょうか。	総合評価落札方式実施要領書に記載のとおりです。
9	総合評価落札方式実施要領書	5			6				本工事では定量化限度額が予定価格の7.5/10で設けられていますが、ここでいう定量化限度額は調査基準価格として考えてよろしいでしょうか。	定量化限度額と調査基準価格は異なります。 調査基準価格は、「横浜市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要領」に基づき決定されます。
10	総合評価落札方式実施要領書	7							長寿命化と補修費の低減について、様式12号その3にて横浜市焼却工場1工場における補修費（平均）をご提示していただいておりますが、各工場の過去10年間の補修費（実績）をご提示していただけますでしょうか。	貴社にて想定してください。
11	総合評価落札方式実施要領書	10			7	(2)			「提案にあたっては、年間発電量を記載すること。」とありますが、年間発電量を試算するにあたり余熱利用設備（場外用）及び余熱利用設備（場内用）の供給熱量条件の明確化をお願いします。	余熱利用設備（場外用）は、常時発注仕様書199ページの「5 熱利用設備（場外用）1 供給熱量1.36 GJ/h」と算出してください。 また、余熱利用設備（場内用）での貯湯槽式循環給湯の給湯負荷は、常時2,500kWとして算出してください。
12	総合評価落札方式実施要領書	10			7	(2)			「提案にあたっては、年間発電量を記載すること。」とありますが、年間発電量を試算するにあたり余熱利用設備（場外用）条件は発注仕様書199頁に記載の供給熱量「1.36 GJ/h（本数値は過年度の平均年間使用量を示す）」でしょうか。季節や時間帯などによる変動を考慮する必要がある場合には、条件の明確化をお願いします。	余熱利用設備（場外用）は、常時発注仕様書199ページの「5 熱利用設備（場外用）1 供給熱量1.36 GJ/h」と算出してください。 また、余熱利用設備（場内用）での貯湯槽式循環給湯の給湯負荷は、常時2,500kWとして算出してください。
13	総合評価落札方式実施要領書	10			7	(2)			「提案にあたっては、年間発電量を記載すること。」とありますが、年間発電量を試算するにあたり余熱利用設備（場内用）条件は貴市職員の仕様状況により変動するため、条件の明確化をお願いします。	余熱利用設備（場外用）は、常時発注仕様書199ページの「5 熱利用設備（場外用）1 供給熱量1.36 GJ/h」と算出してください。 また、余熱利用設備（場内用）での貯湯槽式循環給湯の給湯負荷は、常時2,500kWとして算出してください。
14	総合評価落札方式実施要領書	11							市内中小企業は様式12号その14にて「中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、横浜市に主たる事務所又は事業所を有するもの。」と記載されており、本定議は、貴市の入札参加資格における有資格者名簿で、企業規模が中小かつ、所在地区が「市内」（横浜市内に本店）であるとの理解でよろしいでしょうか。それと所在地区区分は「市内」および「準市内」（市外に本社を有し、市内に支店）となるでしょうか。	市内中小企業とは、下記条件①及び②を同時に満たす企業を指します。 ① 法人登記事項証明書上の本店所在地及び建設業の許可における主たる営業所の所在地が共に横浜市内である。 ② 払込資本金が3億円以下である、又は従業員数が300人以下である。
15	総合評価落札方式実施要領書	11							地域への貢献について、地元町内会等が実施するお祭り・イベントへの参加・協賛等の提案が求められておりますが、本工事期間中のみ評価の対象となり、本工事竣工後の提案は評価の対象とならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	総合評価落札方式実施要領書	18							提案図書については、「会社名、ロゴマーク等、入札参加者を特定できる表現は、記載しないこと」とありますが、例えば、入札参加者が登録している商標名、インターネットで公表しているシステム名称、適用実績としての具体的な工事名称、等も含めて、入札参加者を特定できる表現をしてはいけない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	総合評価落札方式実施要領書	18	別紙1						備考欄に「ファイルの表紙、背表紙には、何も記載しない。」とありますが、「冊子ごとに番号付けを行うこと。」とあります。番号記載場所はどちらにすればよろしいでしょうか。	①技術提案図書及び施設計画図書の1頁右下に記載してください。
18	総合評価落札方式実施要領書	18	別紙1						提案図書は①②③④⑤⑥⑦を分けていますが、下記のようにインデックスで区切って提出してもよろしいでしょうか。「①技術提案図書及び施設計画図書、②技術提案図書、③施設計画図書、④電子データ」	インデックスは、総合評価落札方式実施要領書の別紙1のとおりとします。
19	総合評価落札方式実施要領書	18	別紙1						ページの振り方について、特に記載がありませんが、事業者提案として、①～⑥の資料ごとにページを振ってもよろしいでしょうか。（例：②-1、②-2・・・、③-1、③-2・・・、④-1、④-2・・・ または ②技術提案図書、③～⑥施設計画図書とし、技術提案図書で連番、施設計画図書で連番）	提案を可とします。
20	総合評価落札方式実施要領書	18	別紙1						別紙1提案図書の備考について「①②③④⑤⑥の資料を、A4縦2穴ファイルにまとめて19部提出する。19部は冊子ごとに番号付けを行うこと。」とありますが、①～⑥の資料については1冊に収まらない場合は分冊とし、分冊ごとに番号付けを行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	総合評価落札方式実施要領書	18	別紙1						提案図書について、頁番号の付け方に指定がありませんが、頁番号については①から⑥ごとに分かりやすいようにつけるなど、建設事業者にて設定してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。

22	施設計画図書作成要領	2	2					【資料2 施設計画図書】の本文(表以外)はA3で作成されていますが、作成要領には資料のサイズ: A4と記載されています。印刷はA4縦またはA4横としてよろしいでしょうか。	A3にて印刷してください。
23	施設計画図書作成要領	5						他施設への送電量として余熱利用施設等の消費電力量をご提示いただいておりますが、各社の年間売電量の公正な評価を目的に年間送電量、若しくは他施設へ送電を行う年間日数、年間時間をご提示願います。	余熱利用施設等への送電電力は、常時260kWとします(全体炉は送電しない)。
24	施設計画図書作成要領	8		3	(8)			令和4年11月公表の生活環境影響調査書にてお示しいただいている煙突排ガス諸元の煙突出口排ガス温度をすべてのごみ資条件において遵守するとの理解でよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載のとおりです。
25	資料1 設備諸元							灰ピット容量について、以下の記載があります。 発注仕様書155頁 容量 [ ] m3 (2伊7日分以上) 資料1 設備諸元 容量 (各5日分) [ ] m3 (7日分以上) どちらが正でしょうか。	発注仕様書が正となります。
26	様式12号	その3						様式12号の各頁下段に(用紙A4縦1枚)等とありますが、提案書の頁数を指定いただいているとの理解でよろしいでしょうか。また、『様式12号その3』等、指定様式による補足資料作成をご指示いただいておりますが、このような補足資料以外に提案を補足するための添付資料(関心表明書を含む)については、提出を認められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	様式12号	その14						市内中小企業への発注割合において、建築工事・解体工事における甲型特定建設共同企業体(元請)で、市内中小企業が含まれる場合は以下の算定方法(案)にて市内中小活用量を算出していただくことは可能でしょうか。 算定方法(案)  市内中小活用量(%) = $\frac{\text{ウ社出資額} + (\text{エ社} + \text{オ社} + \text{カ社} + \text{キ社} + \text{ク社}) \times (100 - \text{ウ社出資比率})}{\text{元請価格}} \times 100$ ※1 ウ社出資額・ウ社の出資比率に対する施工金額	提案を不可とします。 ただし、市内経済の活性化につながる取組及び効果については、提案書様式12号その14に記載してください(元請への市内中小企業の参画について記載する場合は、金額は記載せず応札金額に対する出資比率のみを記載してください)。
28	様式12号	その14						市内中小企業の定義についてお示し頂いている中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するもの。 ただし、都市一般競争入札資格者名簿において企業規模が「中小企業」、所在地区分「市内」として登録されている会社につきましては市内中小企業として認識してよろしいでしょうか。	市内中小企業とは、下記条件①及び②を同時に満たす企業を指します。 ① 法人登記事項証明書上の本店所在地及び建設業の許可における主たる営業所の所在地が共に横浜市内である。 ② 払込資本金が3億円以下である、又は従業員数が300人以下である。
29	様式12号	その14						市内中小企業活用量の算出について元請となる建設JVの構成員に市内中小企業が参画している場合は、元請JVの構成員のうち該当する市内中小企業の取り分は活用量の算出に含めるという理解でよろしいでしょうか。	総合評価落札方式実施要領書に記載されているとおり、下請のみを対象とします。 ただし、市内経済の活性化につながる取組及び効果については、提案書の様式12号その14に記載してください(元請への市内中小企業の参画について記載する場合は、金額は記載せず応札金額に対する出資比率のみを記載してください)。
30	発注仕様書	0			(11)			用語の定義について「『提案図書』とは、『保土ヶ谷工場(仮称)改築工事に係る総合評価落札方式実施要領書』第1号様式の表-1及び表-2に定める資料をいう。」とありますが、第1号様式は誤記で様式11号との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	発注仕様書	1	第1章	第2節	3			建設場所として示される範囲は、別添資料「02_事業実施区域図」に、敷地境界として示される範囲内を指すものと理解してよろしいでしょうか。	【別添資料02_事業実施区域図】2/7ページ(整備範囲図)の整備範囲が建設場所となります。
32	発注仕様書	1	第1章	第2節	4			敷地面積として示される面積は、別添資料「02_事業実施区域図」に、敷地境界として示される範囲内を指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	発注仕様書	2	第1章	第2節	5	(3)	(3)	「3) 土砂災害特別警戒区域：一部指定あり」とありますが、横浜市ハザードマップを確認する限り、今回の整備範囲は、土砂災害特別警戒区域のレッドゾーンには該当しないと理解してよろしいでしょうか。	整備範囲内には、土砂災害特別警戒区域が一部指定されていますが、本工事で対策工事等の対応は行いません。
34	発注仕様書	2	第1章	第2節	5	(3)	(9)	「9) 高度地区：第4種高度地区」とありますが、高さの緩和の許可が得られる前提での計画としてよろしいでしょうか。	許可の可否については、具体的な計画をもとに関係機関と協議を行ってください。
35	発注仕様書	2	第1章	第2節	5	(3)	(13)	「13) 緑化率：緑地25%以上かつ環境施設30%以上(緑地を含む)(工場立地法)」とありますが、敷地の現況の緑化率(緑地及び環境施設)を算定している資料についてご提示ください。	【別添資料01-01_緑地面積算定図】を参照してください。 なお、現況の緑化率については関係機関で届出について協議中のため、確定しているものではありません。
36	発注仕様書	2	第1章	第2節	5	(3)	(13)	「13) 緑化率：緑地25%以上かつ環境施設30%以上(緑地を含む)(工場立地法)」とありますが、敷地の現況の緑化及び環境施設の範囲については、別添資料「02_事業実施区域図」の、「現況図」における敷地境界内で、「法面補修・植栽工事範囲」における着色範囲(法面補修・植栽工事範囲)から擁壁・ブロック積範囲を除外した範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	発注仕様書	2	第1章	第2節	5	(4)		上下水道、ガス、電気の引き込みについて建設事業者が見込むべき負担金についてご教示ください。	上下水道の工事費、手数料等及び水道利用加入金においては、既設メーターの口径以上となる場合、差額分を見込んでください。 都市ガスについては、児童遊園地敷地内及び本工事整備範囲内のガス工事代金を見込んでください。 電気については、系統連系に伴う工事負担金を見込んでください。
38	発注仕様書	2	第1章	第2節	5	(3)	(9)	第4種高度地区による建築物の高さ制限が20mとなりますが、生活環境影響調査書において「本施設の建物高さ地上51m」と記載があります。 本制限については、適用除外に関する事前協議が実施されているという理解でよろしいでしょうか。	高さ制限を超える場合についての事前協議は、実施していません。許可の可否については、具体的な計画をもとに関係機関と協議を行ってください。
39	発注仕様書	2	第1章	第2節	5	(4)		電力引き込みに伴う工事負担金等について、建設事業者において負担との記載があります。引き込み工事負担金は事業者の責による外部的要因により大きく費用・工期が変動するものであるため、後日精算を条件に、工事負担金の金額を市様より予めご指定いただけないでしょうか。	発注仕様書に記載のとおりです。
40	発注仕様書	2	第1章	第2節	5	(3)	(9)	高度地区の高さ制限の適用除外に基づく許可を取得するにあたり、手続きの方法や期間を確認するため、入札前に関係機関と協議を行ってもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
41	発注仕様書	3	第1章	第2節	5	(4)	(3)	排出するプラント排水について、敷地内の下水本管における水量等の制限がありますでしょうか。	横浜市下水道設計指針に基づいて算出した下水管の流下能力を超える排水は流しません。また、公共下水道へ排除する排水の量及び質については、下水道法及び横浜市下水道条例による規制があります。
42	発注仕様書	3	第1章	第2節	6			工期について、工事のために建設事業者が敷地内に入構・工事を開始できる日付・範囲についてご教示ください。	敷地内への入構は本契約締結後、本市との協議の上となります。工事の開始は、着手前に必要となる各種法令等の許認可等を取得及び地域・周辺住民への住民説明会などによる周知を行い、監督員の承諾の上となります。

43	発注仕様書	3	第1章	第2節	5	(4)	3)	③	雨水排水の接続先が「敷地内の遊水池へ放流すること」と記載あります。一方で、別添資料03の雨水放流位置は敷地外となっております。敷地内遊水池への導水までが本工事の対象と考慮してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	発注仕様書	4	第1章	第3節	1				本業務期間中に表1-1、表1-2に記載の遵守すべき関係法令、基準、規則等が改正された場合の対応については、別途協議頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、各種法令、基準、規則等の法改正による対応は、各々で改正条文への適合又は経過措置などの扱いは異なります。
45	発注仕様書	7	第1章	第3節	5				工事出来高について、工事費は標準化に配慮するようご指示がありますが、標準化の定義をご教示ください。上下何割まで許容いただけますでしょうか。	特に出来高が高額となることが想定される令和9～12年度の年度毎出来高について、極端な出来高のピークが発生しないように4年間の出来高の標準化に配慮して提案してください。
46	発注仕様書	8	第1章	第4節	2	(2)	2)		計画ごみ質では、可燃分中の元素組成が示されていません。ご指定の元素組成がある場合はご教示願います。そうでない場合、元素組成は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)」P.214「2)種類別組成からの元素組成の推定(2)簡易推算法」に基づいて推算し、計画とすることを指定願います。	参考として、本市焼却工場の【別添資料①-02_ごみ質調査結果】を提示します。
47	発注仕様書	8	第1章	第4節	2	(2)	2)	①	ご提示の計画ごみ質(低質ごみ、基準ごみ、高質ごみ)について、可燃分中の元素組成をご教示願います。	参考として、本市焼却工場の【別添資料①-02_ごみ質調査結果】を提示します。
48	発注仕様書	9	第1章	第4節	3	(2)			灰搬出車両について「(鋼製荷箱容量13.6m3以上、最大高約3.4m以下)」とありますが、深ダンプトラックに関する補足説明と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	発注仕様書	9	第1章	第4節	3	(2)			灰搬出車両について「フルトレーラー」とは、ヤマト運輸(株)のステアリング機構付きフルトレーラーの以下車両情報・回転軌跡情報を想定してよろしいでしょうか。 【いすゞ自動車 QKG-77B-WSX】 連結全長：2495[mm] 最大車幅：2490[mm] 最小旋回半径：10300[mm] 所要道路幅：8000[mm] 所要占有幅：6600[mm] 旋回角：90[deg]	ご理解のとおりです。
50	発注仕様書	9	第3章	第4節	3	(1)			搬入車両について、一日当たりの搬入台数、繁忙期の日当たりの搬入台数をご教示願います。	繁忙期の日当たりの搬入台数は、1,163台となります。
51	発注仕様書	17	第1章	第5節	1	(5)			本施設は50年程度使用するとありますが、提案した維持管理費についての取り扱いについて明瞭化をお願いいたします。例えば「総合評価一般競争入札による契約に関する特約条項」の対象となるなどの想定はありますでしょうか。	維持管理費については、明確な根拠に基づき、実効性のある価格を提案してください。 なお、本工事は「総合評価一般競争入札による契約に関する特約条項」の対象となります。
52	発注仕様書	18	第1章	第5節	1	(12)			「その後の輸送事務所の稼働及び保守ケ谷事務所等の業務を継続させながら、本施設を建設するため、設計を行うにあたっては、各施設の建設や業務に支障を与えないよう、計画すること。」とありますが、動線計画検討にあたり、本施設稼働後の輸送事務所の運用方法について、ご教示ください。	工場稼働後も輸送事務所機能は継続します。
53	発注仕様書	18	第1章	第5節	2	(4)			「見学者コースは、プラントの主要機器である投入ステージ、ごみピット、焼却施設、中央管制室、タービン発電機室、灰クレーンピット等と連続して、快適で安全に見学できる配置・設備を考慮すること。」灰クレーンピットなどの一部の見学場所についてITVを用いた見学を提案させて頂いてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
54	発注仕様書	18	第1章	第5節	2	(3)			「本市職員の引率がなくても自由に見学できる工夫を施すこと。」とありますが、映像コンテンツの視聴有無に関わらず、環境学習スペースまでは貴市職員が引率して頂くとの理解でよろしいでしょうか。また、見学者が見学を終わったあとの場外への退回は貴市職員が環境学習スペースから引率されるとの理解でよろしいでしょうか。	環境学習スペースまでの本市職員の引率は想定しておりません。見学者受付後は、見学者は、引率なしで直接各エリアに移動できるものとします。退出についても引率は想定しておりません。また、入退時には必ず受付を通るものとします。
55	発注仕様書	21	第1章	第5節	6	※1			「燃やすごみのみ、往復計量するため、燃やすごみ以外は、往復計量する前にストックヤードへ搬入する」とありますが、燃やすごみ以外は計量は不要との理解でよろしいでしょうか。	収集車により分別積載された燃やすごみ以外は、ご理解のとおり、計量は不要です。 なお、発注仕様書「表1-13 種別搬入先・搬出元及び計量タイミング」に記載のとおり、燃えないごみ、蛍光灯・電球等については搬出時には往復計量が必要となります。
56	発注仕様書	21	第1章	第5節	6	※2			「可燃性粗大のみ往復計量を実施する」とありますが、不燃性粗大ごみは計量前に荷下ろしするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 可燃性粗大ごみの往復計量前又は往復計量後に、不燃性粗大ごみを荷下ろしする計画としてください。
57	発注仕様書	22	第1章	第5節	6	(1)	3)	②	「収集事務所が使用する収集車両駐車場及び一般利用駐車場の計画は、～」とありますが、収集車両駐車場の計画駐車台数についてご教示ください。	116台です。 なお、収集車両駐車場については、整備範囲外であり、本工事に含まれません。
58	発注仕様書	22	第1章	第5節	6	(1)	3)	②	「収集事務所が使用する収集車両駐車場及び一般利用駐車場の計画は、～」とありますが、一般利用駐車場の、発注仕様書239頁の来客駐車場と同じものを指すと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	発注仕様書	22	第1章	第5節	6	(1)	3)	②	「また、大型観光バスは事務所エリアへの寄り付きのみとし」とありますが、来場者用エントランスへの寄り付きと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	発注仕様書	22	第1章	第5節	6	(2)	2)		「燃やすごみと可燃性粗大ごみを往復計量する車両は、本施設を複数回周回しない計画とすること。」とありますが、同一車両に分別積載した車両(例えば、燃やすごみとストックヤード荷卸しごみの混載)が複数回周回することを禁止するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載のとおり、分別積載した車両が複数回周回することを禁止します。
61	発注仕様書	22	第1章	第5節	6	-2	2)		「燃やすごみと可燃性粗大ごみを往復計量する車両は、本施設を複数回周回しない計画とすること。」とありますが、同一車両に各ごみ以外を積載している車両についても適用との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	発注仕様書	23	第1章	第5節	6	(3)	2)		「原則、見学者及び来場者の通路は他の作業動線と区別すること。」とありますが、渡り廊下については動線の兼用をお認め頂けないでしょうか。	提案を可とします。
63	発注仕様書	24	第1章	第6節	1	(2)			「資材・機器等の調達には、本市で産出、生産又は製造等される資材・機器等(地元で産出、製造されない場合は、地元業者が販売する資材・機器類を含む)で、規格品質、価格等が適正である場合は積極的に調達を行うこと」とありますが、ここでの地元業者とは市内中小企業と同一の定義でしょうか。	企業規模は問いませんが、「本社」の所在地が横浜市内であることが条件です。
64	発注仕様書	26	第1章	第7節	3	(1)			貴市の費用負担範囲について、早期に運転指導を完了することを前提に、引渡前に投入ステージ監視員や計量員等を貴市から派遣頂くことは可能でしょうか。	提案を不可とします。
65	発注仕様書	26	第1章	第7節	1				試運転期間中の「ごみ搬入に係る(計量棟、プラントホーム)業務」の人員及びその業務に係る費用負担は、貴市の所掌との理解でよろしいでしょうか。	建設事業者の所掌範囲となります。
66	発注仕様書	26	第1章	第7節	2				運転指導の範囲は、机上研修及び実地研修とし、実地研修ではOJTを主体として行うものとし、OJTとして貴市職員が操業実作業に加わって頂くとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	発注仕様書	26	第1章	第7節	3				試運転期間中に貴市より供給して頂くごみ量は、受注者の要望に従い必要量を供給して頂くとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

68	発注仕様書	27	第1章	第7節	3	(2)		「なお、工期内に180日間実施する試運転時の売電収入は建設業者に帰属するものとする。」とありますが、売電単価のご教示ください。	売電単価は、貴社にて想定して積算してください。
69	発注仕様書	30	第1章	第8節	7	(1)		「建設事業者は、本施設引渡後に、8か月以上の長期安定連続稼働が可能であることを、各炉について立証しなければなりません。」とありますが、建設事業者の責ではない焼却炉停止については、運転継続とみなしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	発注仕様書	30	第1章	第8節	7	(1)		「建設事業者は、本施設引渡後に、8か月以上の長期安定連続稼働が可能であることを、各炉について立証しなければなりません。」とありますが、本試験期間中においては施設の運転データ一切を開示頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	発注仕様書	30	第1章	第8節	5	(1)		ごみ質は、受注者にはコントロールできませんので、高質ごみの供給は貴市にて実施して頂くとの理解でよろしいでしょうか。廃棄物処理法上、施設規模以上の焼却量にて運転はできませんので、高質ごみを供給頂けない場合は、パーナによりボイラ最大蒸発量を達成する必要があります。この場合、非定常状態(自動燃焼制御範囲外)となるため、自動燃焼制御は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	試験方法の詳細については、協議の上決定します。
72	発注仕様書	30	第1章	第8節	6	(1)		20日間程度の連続運転は、3炉同時ではなく、各炉で確認するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	発注仕様書	30	第1章	第8節	7	(1)		長期安定稼働8カ月の確認は、竣工後に貴市運転員殿にて操業して頂く中でご確認頂き、受注者の運転員SVが駐在する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	発注仕様書	30	第1章	第8節	7	(4)		「性能試験実施時期以外の季節に起因して変動する項目」は、No.14蒸気タービン及び発電機、No.17~21各室温度のみとの理解でよろしいでしょうか。	季節に起因して変動する項目は、「13.炉体、ボイラケーシング等外表面温度」「14.蒸気タービン及び発電機」「17~21.各室温度」「25.作業環境」となります。
75	発注仕様書	30	第1章	第8節	6	(1)		安定稼働試験は性能試験完了後(合格後)の場合、分析期間・報告書作成などの時間を要するため、予備性能試験合格を前提に、性能試験完了後実施可能とすることとさせて頂いていないでしょうか。	提案を可とします。
76	発注仕様書	34	第1章	第8節	1	(2)		臭気の性能保証事項について、敷地境界線及び臭気排出口の臭気の保証値に「臭気指数 10 以下」とありますが、これは、敷地境界における保証値であり、臭気排出口の保証値については2号基準となるとの理解でよろしいでしょうか。	「悪臭防止法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の両方に規制されます。
77	発注仕様書	34	第1章	第8節	1	(2)		臭気排出口の試験方法について、「臭気排出口」とは、煙突、脱臭装置、環境集じん装置の排出口との理解でよろしいでしょうか。	臭気排出口は、「煙突」、「脱臭設備」、「環境集じん器」及び「整備用換気装置」となります。
78	発注仕様書	35	第1章	第8節	1	(2)		番号17~20について、室内温度の保証値が建設事業者の提案項目となっていますが、外気温37.4℃における保証値と読み取れる一方で「試験時の外気温が異なる場合は監督員と協議する。」とあります。炉室内温度や機械間保諸室温度は外気温の影響を受け、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版(公益社団法人全国都市清掃会議)P.474に示されるとおり、外気温との温度差を10℃前後と設定することが一般的です。換気設備は外気温との温度差を10℃として設計することとよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載のとおりです。貴社のご経験とお考えのもと、保証値を提案してください。
79	発注仕様書	36	第1章	第8節	1	(2)		保証値「飛灰処理設備室」は誤記でしょうか。保証値についてご教示ください。	保証値については、10ppmとします。
80	発注仕様書	37	第1章	第9節	1	(1)	2)	引渡後、施設の性能及び機能、装置の耐用について疑義が生じた場合、「原因究明に必要な調査費用及びこれに要する費用は、建設事業者の負担とすること。」とありますが、調査の結果、建設事業者側に原因がなかった場合につきましては発注者様にてご負担いただけますでしょうか。	本市に明確な原因があった場合は、本市負担とします。
81	発注仕様書	41	第1章	第10節	4	(2)		保土ケ谷事務所解体工事が業務範囲となっていますが、別添資料「22_別途工事一覧表(施工区分)」の5頁記載の通り、業務範囲外(別途工事)と理解してよろしいでしょうか。	保土ケ谷事務所解体工事の設計業務が業務範囲です。解体工事の施工については、別途工事となります。
82	発注仕様書	41	第1章	第10節	6	(2)		工事監理業務について、工事監理業務の詳細である、別添資料「22_別途工事一覧表(施工区分)」を確認したところ、工事監理の対象には、ごみ焼却処理施設工事(プラント設備に関する工事)は含まれない、と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。(第3章 ごみ焼却処理施設工事)及び(第4章 土木・建築工事)のうちの(第3節 土木工事及び外構工事)については、設計者が行う「設計意図伝達等の業務」のみ所掌となります。
83	発注仕様書	48	第1章	第11節	3	(7)		実施設計図書は提出時期は全体工程を考慮して、事業者の提案内容を貴市と協議の上、決定する、という理解でよろしいでしょうか。それとも、時期に指定があればご教示ください。	提出時期については、全体工程を考慮し監督員と協議の上決定します。
84	発注仕様書	49	第1章	第11節	3	(7)	2)	⑩ 成果物に「⑩ 完成模型一式」とありますが、スケール、材質等、仕様をご教示ください。	縮尺は、1/125です。材質、仕様等については、提案してください。
85	発注仕様書	49	第1章	第11節	3	(7)	2)	⑩ 成果物に「⑩ 完成模型一式」とありますが、発注仕様書207頁に記載の工場断面模型とは別のものと考えてよろしいでしょうか。	同一のものです。
86	発注仕様書	56	第1章	第13節	3	(2)	2)	⑦ 「工事用車両は、国道1号線から原則左折入場すること。」とありますが、退場方向に制限はありますか。	本市からの制限はありませんが、地域住民及び道路管理者や交通管理者と協議し、決定してください。
87	発注仕様書	56	第1章	第13節	3	(2)	5)	「別途工事に関する管理業務」とありますが、設計としての監理業務と捉えてよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載のとおり、設計時だけでなく施工中の工程調整等も含め、本工事が円滑に進むための管理業務も含まれます。なお、本工事に含まれる別途工事の「監理」業務は、【別添資料22_別途工事一覧表(施工区分)】をご確認ください。
88	発注仕様書	58	第1章	第13節	6	(4)	1)	「土壌汚染対策法上の指定区域に指定された場合、」とありますが、ここでの「指定区域」とは、発注仕様書の用語の定義(24)での「形質変更時要届出区域」のことを指すと理解してよろしいでしょうか。	指定区域とは、「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」のことを示します。
89	発注仕様書	58	第1章	第13節	6	(6)		工事用車両の搬入出経路について、入札期間中に国道からトンネル付近にて大型機器搬入計画作成のために搬入経路調査を実施してもよろしいでしょうか。	事業実施区域外となりますので、関係所管に確認してください。
90	発注仕様書	58	第1章	第13節	6			工事条件として、建設工事期間中に設置する揚重機の設置位置の制限などはありますか。	ごみの搬入搬出及び輸送事務所、収集事務所業務に影響が無い計画としてください。送電線近傍で揚重機を使用する場合は電力会社との協議、高速道路近傍で揚重機を使用する場合は高速道路管理事業者との協議が必要です。
91	発注仕様書	58	第1章	第13節	6	(1)		(1)残存工作物等について「予期せぬ大規模な工作物が存在した場合は、別途協議を行うこと」と記載がありますが、その撤去処分に関する費用及び工期について協議させていただけるものとして考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	発注仕様書	58	第1章	第13節	6	(2)		(1)地中障害物について「予期せぬ大規模な工作物が存在した場合は、別途協議を行うこと」と記載がありますが、その撤去処分に関する費用及び工期について協議させていただけるものとして考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	発注仕様書	59	第1章	第13節	6	(7)	2)	「資材の仮置場、仮設事務所の設置場所及び工事用車両の駐車スペースは、監督員の指示を受けて敷地内に設置すること。」とありますが、事業実施区域外の敷地内に借用させて頂く場合の規定と考えてよろしいでしょうか。	資材の仮置場、仮設事務所を設置場所及び工事用車両の駐車スペースは、監督員の指示を受け設置してください。
94	発注仕様書	59	第1章	第13節	6	(7)	3)	「監督員用仮設事務所」については、建設事業者の仮設事務所と合棟で計画してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。

95	発注仕様書	59	第1章	第13節	6	(7)	3)	監督員詰所に設ける、監理者のエリアを使用する監理者とは、発注仕様書41頁の第1章10節での工事監理業務への従事者を指さない場合、その人数について、ご教示ください。	5名程度を想定してください。
96	発注仕様書	59	第1章	第13節	6	(7)	3)	監督員詰所に設ける、監理者のエリアを使用する監理者とは、発注仕様書41頁の第1章10節での工事監理業務への従事者を指すものと考えてよろしいでしょうか。	本市が別途発注を予定している発注者支援業務の従事者を指します。
97	発注仕様書	59	第1章	第13節	6	(7)	3)	①「本市監督員12名、階数〔 〕階、面積〔 80〕m <sup>2</sup> 以上」とありますが、面積〔 80〕m <sup>2</sup> には、監理者のエリアも含めた面積と考えてよろしいでしょうか。	監督員用仮設事務所の面積80㎡に、監理者（本市発注者支援業務従事者）のエリアは含めません。本市発注者支援業務従事者5名及び工事監理者（人数は事業者提案による）が使用する範囲については別途計画してください。
98	発注仕様書	59	第1章	第13節	6	(7)	3)	③諸室について「工事関係者の代表全員が集まり、総合定例が可能な会議室を設置すること。」とありますが、貴市監督員ほか、今回の建設事業者を除いた範囲での想定される参加人数について、ご教示ください。	本市職員12名、本市発注者支援業務従事者5名、工事監理者（人数は事業者提案による）、各別途工事施工会社10名程度の現場代理人を想定しています。
99	発注仕様書	59	第1章	第13節	6	(7)	3)	③諸室について「工事関係者の代表全員が集まり、総合定例が可能な会議室を設置すること。」とありますが、この会議室は、建設事業者が自らの目的で通常使用することは可能でしょうか。	提案を可とします。
100	発注仕様書	60	第1章	第13節	6	(8)	6)	工事に伴う排水は「全て工事用貯留池に集水し」と記載がありますが、敷地内に代用できるような貯留池はあるでしょうか。	代用できる貯留池はありません。建設事業者が設置してください。
101	発注仕様書	66	第1章	第16節	3			ごみ焼却炉運転の遠隔監視・支援の契約における責任の所掌や具体的なサポート内容、期間、金額（目安）に関して提案した内容の取り扱いについて明確化をお願いいたします。例えば「総合評価一般競争入札による契約に関する特約事項」の対象となるなどの規定はありますか。	遠隔監視・支援についての提案については、実効性を持った具体的な提案をしてください。なお、本工事は「総合評価一般競争入札による契約に関する特約事項」の対象となります。
102	発注仕様書	66	第1章	第16節	3			遠隔監視・支援に必要な経費についても50年分提示が必要でしょうか。	提案されるサポート期間に併せて、必要経費を記載してください。
103	発注仕様書	69	第2章	第2節	5			残棄物の撤去について、貴市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課のホームページにも記載がありますとおり、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適切に処理しなければならない」となっております。また自ら処理できない場合には許可業者に委託して行うこととなっております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、再委託は禁止されておりますが、今回の場合はどのように本業務を実施する想定かご教示いただけますでしょうか。	発注仕様書に記載のとおりです。
104	発注仕様書	69	第2章	第2節	5			「横浜市 建築物の解体工事に係る指導要綱 届出の手引」に残存物品（家電製品、タンス、什器備品等）の処理責任は、その所有者にあるとの記載がございます。解体工事着手前に什器備品等を所有者である貴市にて処理頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	発注仕様書	69	第2章	第2節	5	(1)		ごみピットの残存物が1300m <sup>3</sup> とありますが、推定根拠をご教示頂けますでしょうか。弊社経験として平面積が200m <sup>2</sup> 程度のピットの残存物が40～50m <sup>3</sup> 程度であったという例から考えますと、1300m <sup>3</sup> が過剰なように思います。	発注仕様書に記載のとおりです。
106	発注仕様書	69	第2章	第2節	5	(2)		「ごみピットの残存物は、本市が指定する本市施設へ搬入すること」とありますが、本市が指定する本市施設とは、同じ敷地内の輸送事務所と考えてよろしいでしょうか。	工場敷地内に新築する輸送事務所と鶴見工場との割合を50：50と想定してください。
107	発注仕様書	69	第2章	第1節	5			5 残棄物等撤去工事について「次に示す残棄物等の数量は、参考であり、本工事に必要と思われるものについては建設事業者の責任において補足・完備させ実施すること。」と記載がありますが、本工事実施時に参考数量を超過または不足した場合は、条件変更として追加増減工事の対象となりますでしょうか。	参考数量であるため、原則追加増減工事対象とはなりません。詳細については契約後の協議となります。
108	発注仕様書	69	第2章	第2節	5	(1)		建設事業者で処分を行うごみピットの残存物は1300m <sup>3</sup> とありますが、提示数量増加分は精算して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	発注仕様書	69	第2章	第2節	5	(2)		「ごみピットの残存物は、本市が指定する本市施設へ搬入すること」とありますが、指定の本市施設とは保土ヶ谷輸送事務所と敷地外施設が考えられます。正確な見積りを作成する為、保土ヶ谷輸送事務所と敷地外施設へ輸送するごみ残存物の概算割合を提示して頂けないでしょうか。	工場敷地内に新築する輸送事務所と鶴見工場との割合を50：50と想定してください。
110	発注仕様書	70	第2章	第3節	2	(1)		施設開錠の取り扱いについて「夜19時及び朝6時における施設開錠等は以下のとおりとする。なお、日曜日及び年末年始（12/31～1/3）は除く。」とありますが、発注仕様書54頁において、本工事は「原則として土曜日、日曜日及び年末・年始を除いた日とすること。」とあります。門扉の施設開錠業務については本工事の作業がない日でも業務を行う必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	発注仕様書	70	第2章	第3節	3	(1)		「(1)搬入路及び道路構内の路面状態の維持管理に努め、…の補修、各所清掃を適宜行うこと」と記載がありますが、これまで貴市にて維持管理をしている内容、頻度等が確認できる資料を参考資料としていただくことは可能でしょうか。	路面状況の維持管理については、収集車両の通行に支障がないよう本市職員が都度、直営にて対応しています。
112	発注仕様書	70	第2章	第3節	3	(2)		「(2)トンネル（吸音板・橋梁含む）の補修・清掃を必要に応じて実施すること」と記載がありますが、これまで貴市にて維持管理をしている内容、頻度等が確認できる資料を参考資料としていただくことは可能でしょうか。	トンネルの補修・清掃については、通行人や収集車両等の安全に配慮し、本市職員が都度、直営にて対応しています。
113	発注仕様書	70	第2章	第3節	3	(1)	(2)	搬入路（トンネル内含む）及び構内道路の維持管理業務について、補修範囲は実施設計期間中に貴市との協議の中で決定するものと思慮いたします。そのため、見積時には対象範囲を最大限補修の前提とし、実施設計期間で補修範囲が変更となった場合には別途清算する理解でよろしいでしょうか。	現在の舗装状態及び本工事期間中の舗装等の劣化状況に応じ、工事期間中全般に渡り維持管理を行ってください。なお、最後に、維持管理業務とは別に、本工事に伴って構内道路の舗装新設及び別途工事にて搬入路の舗装更新を行います。（第4章第3節2）(1)(2)で規定）
114	発注仕様書	71	第2章	第3節	4			見積条件の明確化のため、貴市が想定される良好な植栽状態について詳細をお示しいただけますでしょうか。	良好な植栽状態とは、構内道路や隣接土地への枝葉の越境を防止し、火災・病害虫・枯損木の発生を予防し、ごみの収集・運搬、通行人や、周辺道路、周辺住民の安全確保等、保土ヶ谷工場の運営に支障のない状態を保つことを指します。
115	発注仕様書	77	第3章	第1節	4	(12)		塗装について「機器には機器名称、設置年月を明記すること。」とありますが、設置年月は正式引渡しの令和13年3月でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	発注仕様書	79	第3章	第1節	9	(4)		現場制御盤について主要機器が「一式」とありますが、一律に使用するということではなく、必要箇所に記して記載のアイテムを使用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	発注仕様書	80	第3章	第1節	10			現場操作盤について「各機器の操作を考慮した位置に設置すること。」とありますが、現場操作盤の設置対象となる機器をご教示ください。	必要箇所に設置してください。
118	発注仕様書	80	第3章	第1節	10			現場操作盤について「各機器の操作を考慮した位置に設置すること。」とありますが、機器の近傍に現場制御盤を設置する場合は、現場操作盤の設置は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	発注仕様書	80	第3章	第1節	10	(4)		現場操作盤について主要機器が「一式」とありますが、一律に使用するということではなく、必要箇所に記して記載のアイテムを使用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	発注仕様書	81	第3章	第1節	11			支持金物について「支持金物、ボルトナットは水中部、水槽内部及び湿気・腐食性雰囲気のある屋外はステンレス鋼製とし、他はボルトナットをステンレス鋼製とすること。」とありますが、すべてステンレス鋼製ではなく、腐食性雰囲気ではない箇所の支持金物、ボルトナットについては事業者提案とさせていただきます。	発注仕様書に記載のとおりです。

121	発注仕様書	81	第3章	第1節	12	(4)			「付属配管類については、地震発生時の変位に耐えられるよう、フレキシブルジョイント等を使用すること」とありますが、想定されている地震発生時の変位をご提示頂けないでしょうか。	貴社のお考えのもと、提案してください。
122	発注仕様書	87	第3章	第2節	2	(5)	1)		投入ステージの有効幅は投入扉の止めから対面の壁面と理解してよろしいでしょうか。	投入扉対面側には十分な幅員（1m以上）となるように段差を有した歩道を設け、歩道の端部から止めまでを有効19mm以上確保する計画としてください。
123	発注仕様書	89	第3章	第2節	4	(3)	1)		ごみ投入扉の開閉時間について「5秒以内（外扉）」とありますが、投入扉への衝撃や耐久性を考慮し、気密性が高く、開閉動作が円滑で迅速であることを前提に、開閉時間については事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	提案を可としますが、開閉時間は、可能な限り短縮してください。
124	発注仕様書	89	第3章	第2節	4	(6)	14)		「投入ステージ入口に投入設備指示装置及び遮断機を設置し、投入設備上部に取付けた誘導表示灯と連動させること。」とありますが、投入ステージ入口については、入口シャッターは搬入時間中は常時開放であり、遮断機により搬入制御を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	発注仕様書	90	第3章	第2節	5	(5)	6)		「ピット内に露出する金属部は原則としてステンレス鋼製とすること。」とありますが、投入ホップ本体がSS400であることも踏まえ、ステンレス鋼の範囲については、事業者提案とさせて頂けないでしょうか。	腐食の恐れがない箇所に限り可とします。
126	発注仕様書	90	第3章	第2節	5	(5)	9)		ピット内面のコンクリート増し打ちは鉄筋の被り厚さではなく、構造躯体厚さに対して増し打ちする厚さと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	発注仕様書	90	第3章	第2節	5	(5)	12)		ピット側壁の貯留量を判断する目盛り線は、通常コンクリート増し打ち部厚さを利用した掘り込み表示となりますが、その部分の見付け面積は小面積であるため増し打ちの厚さの欠損と考慮しないでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	発注仕様書	93	第3章	第2節	6	(6)			稼働率について「3炉定格稼働時においても焼却炉への給じんは1基に行えるものとし、給じん・積替・攪拌に係る稼働率は66%以下とすること。」とありますが、ごみクレーンは2基同時稼働を想定されているため、焼却炉への給じんは1基に行えるものとし、稼働率66%以下についてはごみクレーン2基における稼働率との理解でよろしいでしょうか。	ごみクレーン1基における稼働率となります。
129	発注仕様書	93	第3章	第2節	6	(9)	4)		「ごみクレーン操作室で手動、半自動、全自動運転操作、中央管制室で全自動運転操作が出来るようにすること。」とありますが、ごみクレーン操作室と中央管制室を同じ部屋としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。諸室等性能については、中央管制室に準拠するものとします。
130	発注仕様書	96	第3章	第2節	8	(1)	5)	②	放水銃1基が1時間以上放水可能な水槽の容量を確保すると理解してよろしいでしょうか。	火災検知による自動放水で起動した放水銃が連続して1時間以上放水可能な水槽容量を確保してください。
131	発注仕様書	99	第3章	第2節	1	3			投入ステージ等床洗浄装置は、再利用ポンプに必要な容量を見込むことで再利用ポンプと兼用とすることは可能でしょうか。	再利用水の水质が投入ステージの床洗浄に適している場合は、提案を可とします。
132	発注仕様書	99	第3章	第2節	1	4	(2)		可燃性粗大ごみ破砕機について「数量 2基（1基毎に1系統とすること）」とありますが、火災対策が必要な投入ホップ、破砕機、破砕ごみ搬出コンベヤは1基1系統とし、ごみピットへ排出するためのコンベヤは共通とさせて頂けないでしょうか。	発注仕様書に記載のとおりです。
133	発注仕様書	100	第3章	第2節	1	4	(3)	3)	可燃性粗大ごみ破砕機について「3)投入寸法 縦〔 〕m×横〔 〕m×奥行〔 〕m以上」とありますが、「縦〔 〕m×横〔 〕m×奥行〔 〕m以下」でよろしいでしょうか。	3)投入寸法 幅〔 〕m×奥行〔 〕m と読み替えてください。
134	発注仕様書	100	第3章	第2節	1	4	(3)	7)	可燃性粗大ごみ破砕機について、操作方式に遠隔手動がありますが、(6)特記事項7)に記載の現場操作の操作室からの操作と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	発注仕様書	103	第3章	第3節	2	(1)	9)	⑩	助燃装置について「⑩本設備の安全対策は、FIA規格に準拠し、部品等はFIA、FM、UL規格同等品を使用すること。」とありますが、ご指定の規格において日本国内では取扱企業が少なく、故障時の速やかなメンテナンス体制を取るの難しいと考えられます。日本国内でも調達しやすい、かつ安全性を広く認められたISO、IECといった規格に準拠する製品を採用することは可能でしょうか。	同等の性能を満たす場合は、提案を可とします。
136	発注仕様書	106	第3章	第3節	5	(5)	11)		「火格子からの落じんは、ホップ及びシュートで灰押出装置に導くこと」とありますが、ホップ及びシュートと灰押出装置との間に搬送機器等を配置してもよろしいでしょうか。	提案を可としますが、機器の閉塞や故障を考慮して提案してください。
137	発注仕様書	112	第3章	第4節					排ガス冷却設備について「蒸気条件は、効果的な発電を実現できるものとし、積極的な廃熱回収を図るものとする。」とありますが、条件設定に当たり制約はございますでしょうか。（例えば第1種ボイラー・タービン主任技術者が必要な条件を採用しても問題ありませんでしょうか。）	条件設定に当たり制約はありません。
138	発注仕様書	115	第3章	第4節	4	(5)	8)		「ホップシュートは、ボイラ内部より落下するダストを灰押出装置へ導くものとし」とありますが、ボイラからの落下灰は重金属類を含む飛灰としての取り扱いのため、灰押出装置に送るのではなく、ろ過式集じん灰と合わせて飛灰処理設備に送るものとしてもよろしいでしょうか。	貴社の知見に基づき適切な計画としてください。
139	発注仕様書	119	第3章	第12節	8	(6)	2)		脱気器の貯水容量はボイラ最大蒸発量に対し20分以上ご指定がありますが、脱気器1基について2倍分のボイラ最大蒸発量に対し20分以上の容量を確保する、という理解で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	発注仕様書	121	第3章	第4節	11	(2)			サンプリングクーラーについて「本設備は、ボイラ缶水等の監視を行うために、ボイラ缶水、ボイラ給水、タービン入口蒸気、タービン復水及び余熱用復水等を各々サンプリングし、缶水濃度の連続測定のために設けること。」とありますが、サンプリング項目については「等」となっています。適切に水质を管理することを目的として設置箇所は事業者提案としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。ボイラ缶水、ボイラ給水、タービン復水及び余熱用復水は必須となります。
141	発注仕様書	123	第4章	第4節	13	(2)			「数量1系列（分割することと可能とし、1炉運転の場合等に使用範囲を低減できる計画とすること）」とありますが、「使用範囲を低減できる」とは「ファンを停止するのではなく蒸気供給を止める」とする理解でよろしいでしょうか。または、「焼却炉数量やメンテナンス計画に合わせて蒸気復水器を複数に分割し、分割単位ごとに蒸気復水器を停止して1炉運転を継続できる」とする理解でよろしいでしょうか。	復水器単体（バンドル）ごとに、ファンの台数制御により1炉運転を継続できるよう計画してください。蒸気供給を止めることは条件としておりません。
142	発注仕様書	126	第3章	第4節	1	7	(3)	6)	純水装置の設計にあたりシリカ等の水质データをご教示願います。ない場合は、上水を採取させていただき分析したくお願いいたします。	上水の採取を可とします。採取を希望する入札参加者は、設計図書等に関する質問書を提出した提出先に電子メールにて申し込んでください。
143	発注仕様書	129	第3章	第5節	1	(3)	3)		「3)設計通過ガス流速0.8m/min以下」については、「排ガス量（高質ごみ時）の15%以上」において0.8m/min以下との理解でよろしいでしょうか。	高質ごみ時の排ガス量に15%の余裕を考慮した状態で、通過ガス流速を0.8m/min以下とするものとします。
144	発注仕様書	129	第3章	第5節	1	(3)	2)		設計通過ガス流速：0.8m/min以下との記載がありますが、ガス流速については高質ごみ時の排ガス量において0.8m/minとの理解でよろしいでしょうか。	高質ごみ時の排ガス量に15%の余裕を考慮した状態で、通過ガス流速を0.8m/min以下とするものとします。
145	発注仕様書	129	第3章	第5節	1	(4)	3)		本体の主要部材について「耐硫酸・塩酸露点腐食鋼」とありますが、記載の機能を有する材質とする事を求めており、特定の材質を指定するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	発注仕様書	130	第3章	第5節	1	(7)	21)		「室区分数は1室停止した場合においても運転の継続が可能なるようにすること。」とありますが、オフラインダンプが必要と考えてよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載のとおりです。
147	発注仕様書	131	第3章	第5節	2	(4)	4)		HCl・SO <sub>2</sub> 除去装置の薬剤貯槽は7日間分以上とされていますが、3炉高質ごみ7日間と理解してよろしいでしょうか。	原則、各種薬品タンク、サイロは、特記が無い限り3炉高質ごみを7日分焼却するのに必要な量を有効容量としてください。

148	発注仕様書	131	第3章	第5節	2			設備の最適設計を行うため、貴市にて稼働中の既設炉における「ごみ処理量、煙突排ガス流量・薬剤の種類および使用量、ろ過式集じん器入口温度、煙突出口排ガス濃度（HC1, SOx）」データ（日平均値）をご提示いただけないでしょうか。	【別添資料①-03_運転月報】を参照してください。
149	発注仕様書	135	第3章	第5節	5	(3)	(3)	活性炭吹込装置についてダイオキシン類の出口濃度が0.04ng-TEQ以下とありますが、煙突入口濃度が0.04ng-TEQ以下であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	発注仕様書	138	第3章	第5節	7	(5)	1)	排ガス再加熱器について「1)加熱器の接ガス部は、腐食に強い材料（ステンレス鋼製）を使用すること。」とありますが、ケーシングの材質はステンレス鋼製の代替として耐硫酸露点腐食鋼を使用してもよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載のとおりです。
151	発注仕様書	140	第3章	第6節	2	(7)	(3)	二次押込送風機について「3)本設備の空気源はごみピットから吸引すること。」とありますが、二次押込送風機の起動がごみ焼却開始後の場合には、吸込み先はごみピットとしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	発注仕様書	143	第3章	第6節	7	(3)	2)	煙道の主要部材について「減温塔以降（減温塔を設けない場合は、エコノマイザ以降）の接ガス部は、ステンレス鋼4mm以上とすること。」とありますが、ろ過式集じん器に付属する入出口ダクトはろ過式集じん器本体と同様に耐硫酸露点腐食鋼としてよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載のとおりです。
153	発注仕様書	146	第3章	第6節	8	(5)	10)	「外筒外側で、消防訓練が可能な踊り場を設けること」と記載がありますが、既設煙突の外筒からの張り出し部分と同等の計画でよろしいでしょうか。	高さ40m及び80m付近に、奥行き1m以上、長さ4m以上の訓練ができるバルコニー等を計画してください。計画に際しては、外観を考慮してください。
154	発注仕様書	146	第3章	第6節	8	(5)	10)	「外筒外側で、消防訓練が可能な踊り場を設けること。」とありますが、設置高さや必要な広さを提示していただけないでしょうか。	高さ40m及び80m付近に、奥行き1m以上、長さ4m以上の訓練ができるバルコニー等を計画してください。計画に際しては、外観を考慮してください。
155	発注仕様書	147	第3章	第7節				焼却灰及び薬剤処理された飛灰を一時貯留し、資源化または最終処分を行うとありますが、飛灰を資源化する場合、資源化先によっては薬剤処理しない状態での搬出が条件となる施設がございます。本施設から薬剤処理せず飛灰を搬出するための設備についても、設置の要否をご教示願います。	飛灰の資源化提案にあたり、追加設備が必要であれば、維持管理費、資源化費用等を含めて提案してください。なお、最終処分場の延命化としては総合評価の項目に記載のとおり、費用対効果を踏まえ、焼却灰中の鉄分及び落じん灰の資源化を主な評価対象としています。
156	発注仕様書	147	第3章	第7節	1	(3)	4)	ご指示頂いている含水率は様式12号その5にて提示する最終処分量の算定根拠とするためのものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	発注仕様書	148	第3章	第7節	2	(3)	3)	灰搬出装置の主要部材 底板：SS400、厚さ25mm以上や焼却灰落下部：耐磨耗鋼、厚さ25mm以上、については、スクレーパコンベヤを想定したものとされます。スクレーパコンベヤ以外の型式を採用する場合、主要部材は事業者提案としてよろしいでしょうか。	長寿命化に十分配慮したうえで提案を可とします。
158	発注仕様書	149	第3章	第7節	4	(3)		鉄分含有率が「9%（参考）※湿灰中の場合」とされていますが、含水率があればご教示下さい。	含水率は、24%とします。
159	発注仕様書	150	第3章	第7節	5	(2)		飛灰移送装置について「数量〔3（1炉1基）基〕とありますが、故障時の炉停止リスクを考慮し共通2系統をお認め頂けないでしょうか。	飛灰移送装置の数量を「共通〔2〕系統」と読み替えることとします。なお、共通1系統で3炉分の飛灰を移送可能であることとします。
160	発注仕様書	150	第3章	第7節	6	(5)	6)	飛灰貯槽の容量について、「貯槽1基につき、3炉1日分を貯留できる容量とすること」とありますが、82ページ第3章第1節各設備共通事項14その他(11)において、「原則、各種薬品タンク、サイロは特記がない限り3炉高質ごみを7日分焼却するのに必要な量を有効容量としてもつものとする」とありますので、ごみ質は高質ごみ、運転は3炉定格とし、1日分を貯留できる容量とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	発注仕様書	151	第3章	第7節	6	(5)	6)	飛灰貯槽について「1基につき3炉1日分を貯留」とありますが、他の機器と同じく高質ごみ時と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	発注仕様書	152	第3章	第7節	9	(6)	5)	飛灰切出し装置について、「5)飛灰貯槽に設置されたロードセルから算出される薬剤使用量」とありますが、「薬剤使用量」ではなく、「飛灰量」でしょうか。	「飛灰量」です。
163	発注仕様書	152	第3章	第7節	10	(2)		セメント切出し装置について「(2)数量〔2〕基」とありますが、飛灰処理設備は交互運転を想定しているため、セメント切出し装置についても1基としてセメント供給は切り替える計画としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
164	発注仕様書	153	第3章	第7節	11	(3)	8)	③ 飛灰処理設備の付帯機器として「ろ過式集じん器」がありますが、本設備に必要な容量を環境集じん器に見込むものとして、本設備は環境集じん器と兼用としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
165	発注仕様書	155	第3章	第7節	13	(3)	1)	飛灰処理物貯留ピットについて、「2炉7日分」とありますが、82ページ第3章第1節各設備共通事項14その他(11)において、「原則、各種薬品タンク、サイロは特記がない限り3炉高質ごみを7日分焼却するのに必要な量を有効容量としてもつものとする」とありますので、2炉高質ごみ運転時の7日分の容量とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	発注仕様書	155	第3章	第7節	14	(3)	1)	灰ピットについて、「2炉7日分」とありますが、82ページ第3章第1節各設備共通事項14その他(11)において、「原則、各種薬品タンク、サイロは特記がない限り3炉高質ごみを7日分焼却するのに必要な量を有効容量としてもつものとする」とありますので、ごみ質は高質ごみ、運転は3炉定格とし、7日分の容量とするという理解でよろしいでしょうか。	高質ごみ、2炉定格運転時に7日以上分の容量としてください。
167	発注仕様書	156	第3章	第7節	14	(5)	8)	本設備内に設ける設備は、全てステンレス鋼製とありますが、水洗いする部分についてステンレス鋼とし、その他については事業者提案とさせていただきます。	提案を可としますが、腐食が見込まれる箇所についてはステンレス鋼とします。
168	発注仕様書	156	第3章	第7節	15			灰積出ホップについては、投入時に灰の飛散が発生しにくい配置計画（クレーンの走行側開き寸法が積出車両の幅方向となる場合）とした場合は不要とさせていただきます。	提案を不可とします。
169	発注仕様書	162	第3章	第8節	1	(1)		所要水量として余熱利用設備等の用水量が表3-8に記載してありますが、施設計画図書（物質・用役収支）については余熱利用施設における水・電気等使用量を見込む必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	発注仕様書	162	第3章	第8節	1	(1)		本施設からの用水供給を予定している事務所エリアの用水量（平均）を計画するにあたり、工場職員及び収集職員の勤務体制をご教示ください。	工場職員は24時間勤務、収集職員は月～土曜、日勤務です。また、人数については、【別添資料14-2_諸室等性能表】の不足室を参照してください。
171	発注仕様書	162	第3章	第8節	1	(1)		「表 3-8 用水量（参考）」について収集事務所の用水量（最大）が記載されていますが、工場職員の用水量についてご教示ください。	工場職員の用水量は、【別添資料14-2_諸室等性能表】の不足室に記載されている人数をもとに貴社にて計画してください。
172	発注仕様書	162	第3章	第8節	1			災害時の給水計画について、「少なくとも1炉7日間は定格運転の継続を行えるよう計画する」とあります。82ページ第3章第1節各設備共通事項14その他(11)において、「原則、各種薬品タンク、サイロは特記がない限り3炉高質ごみを7日分焼却するのに必要な量を有効容量としてもつものとする」とありますので、ごみ質は高質ごみの条件で、7日間の定格運転が継続出来る計画とする理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	発注仕様書	162	第3章	第8節	1	(1)		水槽容量の最適計画のために、洗車水、生活用水（工場エリア）、生活用水（事務所エリア）の使用量についてご教示ください。	使用水量については、次のとおりとします。 ・洗車水、生活用水（事務所エリア） [125m <sup>3</sup> /d] ・生活用水（工場エリア） 【別添資料14-2_諸室等性能表】の不足室に記載されている人数をもとに貴社にて計画してください。 ・洗車装置用 [5m <sup>3</sup> /d]
174	発注仕様書	162	第3章	第8節	1	(1)		表 3-8 用水量（参考）に記載の工場棟以外の用水量について記載がありますが、本事業の用役（水道使用量）として見込む必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	本施設を計画するにあたっては、見込んでください。給水配管更新においては、狩場緑風荘及び保土ヶ谷プールの分岐までと輸送事務所の分岐までは、使用量を考慮して計画してください。提案図書の様式12号その4「4用役費の低減」を作成するにあたっては、工場エリア及び事務所エリア（収集事務所フロアを除く）の水道使用量を見込んでください。

175	発注仕様書	163	第3章	第8節	2	(1)	1)	「表3-9 給水水槽類リスト(参考)」については、あくまで(参考)との認識で、高置水槽の要否等は事業者提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	提案を可とします。
176	発注仕様書	165	第3章	第8節	4	(6)	8)	機器冷却水冷却塔について「8) 機器配置は工場エリア東側とし、住宅からの景観に配慮すること。」とありますが、住宅からの景観に配慮することを前提として、機器配置については工場エリア西側もお認め頂けないでしょうか。	提案を可とします。
177	発注仕様書	166	第3章	第9節	2	(2)		「表3-11 水槽類リスト(参考)」については、あくまで(参考)との認識で、事業者提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。	提案を可とします。
178	発注仕様書	168	第3章	第9節	2	(4)	20)	排水処理設備について「20) ボイラ缶水全量を排水する場合に備え、缶水保容量以上の容量を確保して、ボイラ排水受槽を設けること。」とありますが、本容量を排水貯槽で見込むものとしてボイラ排水受槽は省略してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
179	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		「(2) こみ焼却施設で発電又は発電し、工場敷地内(搬入路含む)、工場エリア、事務所エリア、狩場緑風荘、保土ヶ谷プール、児童遊園地(環境活動支援センター)、輸送事務所へ配電を行うこと。」とありますが、狩場緑風荘、保土ヶ谷プール、児童遊園地(活動支援センター)の使用電力量をご教示ください。	参考として現在の使用電力量【別添資料①-04_使用電力量】を提示します。提案においては負荷は常時260kW使用する条件で計算してください。
180	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		「(2) こみ焼却施設で発電又は発電し、工場敷地内(搬入路含む)、工場エリア、事務所エリア、狩場緑風荘、保土ヶ谷プール、児童遊園地(環境活動支援センター)、輸送事務所へ配電を行うこと。」とありますが、狩場緑風荘、保土ヶ谷プール、児童遊園地(環境活動支援センター)に設置する電源切替盤等と本施設側との信号取扱は無いものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		「(2) こみ焼却施設で発電又は発電し、工場敷地内(搬入路含む)、工場エリア、事務所エリア、狩場緑風荘、保土ヶ谷プール、児童遊園地(環境活動支援センター)、輸送事務所へ配電を行うこと。」とありますが、本施設から、児童遊園地(環境活動支援センター)までの想定ルートについて、事業者側には自管線整備にあたり第三者との調整や各所への申請等の作業は無く、貫水窓口にてご対応頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、実際の施工にあたっての児童遊園地との調整は事業者の所掌となります。
182	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		「(2) こみ焼却施設で発電又は発電し、工場敷地内(搬入路含む)、工場エリア、事務所エリア、狩場緑風荘、保土ヶ谷プール、児童遊園地(環境活動支援センター)、輸送事務所へ配電を行うこと。」とありますが、各施設切替装置の計画、見積の為、緑風荘、保土ヶ谷プール、環境活動支援センターの電気室の現場調査を希望します。現場調査を実施させて頂けないでしょうか。	電気室の現場調査は、稼働施設のため不可とします。その代わりに、各施設の電気室の図面【別添資料①-05_電気室図面】を提示しますので、参考してください。
183	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(2)		「(2) こみ焼却施設で発電又は発電し、工場敷地内(搬入路含む)、工場エリア、事務所エリア、狩場緑風荘、保土ヶ谷プール、児童遊園地(環境活動支援センター)、輸送事務所へ配電を行うこと。」とありますが、狩場緑風荘、保土ヶ谷プール、児童遊園地(環境活動支援センター)と本施設の間には、取引用電力量計(検定付表)は必要でしょうか。	ご理解のとおり必要となります。
184	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(9)		「原則として場内第1柱以降電線は地中埋設とすること。」とありますが、本場内第一柱とは、「09_動線計画図(参考図)」に記載の鉄塔を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(9)		「原則として場内第1柱以降電線は地中埋設とすること。」とありますが、この鉄塔は電力会社の鉄塔との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(9)		「原則として場内第1柱以降電線は地中埋設とすること。」とありますが、場内第一柱が鉄塔のご回答の場合、本鉄塔は流用可能と考えてよろしいでしょうか。	既存の鉄塔は、電力会社の所掌範囲となります。鉄塔の使用可否については、電力会社と協議してください。
187	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(11)	1)	「各盤周辺には点検等に支障のない広さを確保し、必要に応じて裏面が開けられ、点検・補修が可能なものとすること。」とありますが、定期点検時は電源を切る必要もあるため、各機器への電力の供給が停止することがあり、停止しないシステム構成は困難です。各機器への電力給電元となる制御盤の二重化要求と理解すればよろしいでしょうか。電力の給電が停止しないシステムの意図をご説明お願いいたします。	(11) 共通仕様 3) 定期点検等により各機器へ電力の供給が停止しないシステムとすること。の質問として回答します。電源計画としては、常用系統・非常系統双方から受電可能なシステムとし、定期点検時等においても、電力の供給が停止しないようにしてください。
188	発注仕様書	169	第3章	第10節	1	(11)	1)	「各盤周辺には点検等に支障のない広さを確保し、必要に応じて裏面が開けられ、点検・補修が可能なものとすること。」とありますが、定期点検時は電源を切る必要もあるため、各機器への電力の供給が停止することがあり、停止しないシステム構成は困難です。各機器の指示対象をご教示願います。	(11) 共通仕様 3) 定期点検等により各機器へ電力の供給が停止しないシステムとすること。の質問として回答します。電源計画としては、常用系統・非常系統双方から受電可能なシステムとし、定期点検時等においても、電力の供給が停止しないようにしてください。
189	発注仕様書	169	第3章	第10節	1			周辺施設への送電は本施設の引き渡し後という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	発注仕様書	170	第3章	第10節	2	(1)		引込柱とは、鉄塔との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	発注仕様書	170	第3章	第10節	3	(4)	⑥	「操作回路 AC 単相2線式 [100] V」とありますが、操作回路についてはDC24Vもお認め頂けないでしょうか。	提案を可とします。
192	発注仕様書	170	第3章	第10節	3			構内引込設備において、「具体的には電力会社との協議に基づく」とありますが、責任分界点はC-GIS一次端子との認識でよろしいでしょうか。	保安上の責任・財産分界点は、電力会社との協議に基づくものとします。
193	発注仕様書	170	第3章	第10節	2			「電源計画に基づき、構内引込に必要となる設備を設けること。具体的には電力会社との協議に基づくこと。」とありますが、既製の鉄塔は使用可能との理解でよろしいでしょうか。	既存の鉄塔は、電力会社の所掌範囲となります。鉄塔の使用可否については、電力会社との協議してください。
194	発注仕様書	171	第3章	第10節	5	(1)		特高受電盤の形式について「屋内キュービクル形ガス絶縁受電設備(C-GIS)」とありますが、ガス絶縁の要求の一方で特記事項にSF6ガスは不使用とすると記載されています。C-GISに関して、SF6以外の絶縁ガス製品は一般流通しておらず、ドライエアをガスと読み替えてドライエア式の採用は可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
195	発注仕様書	171	第3章	第10節	5	(1)		特高受電盤の形式について「屋内キュービクル形ガス絶縁受電設備(C-GIS)」とありますが、ガス絶縁の要求の一方で特記事項にSF6ガスは不使用とすると記載されています。油式絶縁の採用を事業者提案とすることは可能でしょうか。	提案を可とします。
196	発注仕様書	172	第3章	第10節	7			発電機用変圧器の形式が「乾式モールド型」となっています。66kV等電圧容量によっては乾式モールド型を市場では選定できないため、事業者提案でよろしいでしょうか。	提案を可とします。
197	発注仕様書	173	第3章	第10節	8	(4)	8)	「各フィーターの使用電力量が確実に測定可能な計測機器を取付けること。」とありますが、検定付までのご要求でしょうか。	検定は不要とします。
198	発注仕様書	176	第3章	第10節	1	(4)	3)	「本施設の消費電力量を確実に測定可能な計測機器を取付ける。」とありますが、検定付までのご要求でしょうか。	検定は不要とします。



199	発注仕様書	178	第3章	第10節	1	7			使用ケーブル及び電線について「なお、端末処理はシュリンクバック対策を設ける。」とありますが、令和2年3月6日 経済産業省 中部近畿産業保安監督部近畿支部、独立行政法人製品評価技術基盤機構によるEMケーブル(エコケーブル)のシュリンクバック現象に関する注意喚起では、屋外の高圧引込みケーブル端末部についての言及であり、シュリンクバックは特定箇所です。一律にシュリンクバック対策の端末処理をするのではなく必要に応じてシュリンクバック対策を設けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
200	発注仕様書	181	第3章	第11節	1	(6)			「管理エリア及び本市所管施設等に、中央管制室のオペレータコンソール、ITVの映像、データを送信し、映写(画面切替え可)すること。」について、本市所管施設等の通信先は1箇所です。また、本市所管施設等(市庁舎等)との通信用インターネット回線の開設は貴市所管と考慮してよいでしょうか。	本市所管施設等の通信先は、市庁舎となります。インターネット回線の開設は、本市所管とします。
201	発注仕様書	181	第3章	第11節	1	(2)			「伝送装置は、オープン規格(FL-net)のモジュールが実装可能なシステムとすること」とありますが、FL-net等オープン規格を採用するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	発注仕様書	181	第3章	第11節	1	(6)			「管理エリア及び本市所管施設等に、中央管制室のオペレータコンソール、ITVの映像、データを送信し、映写(画面切替え可)すること。」とありますが、本市所管施設等に関して、横浜市役所の他に想定されている施設を具体的に示していただけませんか。	本市所管施設等の通信先は、市庁舎となります。
203	発注仕様書	181	第3章	第11節	1	(6)			市庁舎等からの遠隔監視システムについて、インターネット回線の開設費用及び月々の回線費用は貴市負担という理解でよろしいでしょうか。また、市庁舎等の遠隔監視場所は第3章第11節1に記載の本市所管施設等と同場所です。	インターネット回線の開設費用は、本市所管とします。遠隔監視場所は、市庁舎となります。
204	発注仕様書	186	第3章	第11節	4	(1)			「表 3-13 ITV 装置リスト(参考)」について監視対象で灰ビットが重複しておりますので、ご確認をお願いします。	「飛灰ビット、灰ビット1、2」は、それぞれのビットを、「灰ビット」は、灰積出ホッパを監視するITVとなります。
205	発注仕様書	190	第3章	第12節					「エネルギー回収率は年間を通じて、基準値に26.0%以上」とありますが、「年間を通じて」の定義についてご教示願います。ご提示している夏季最高気温などの厳しい条件においては、出現頻度の観点から除外されるものと理解しております。	ご理解のとおりです。エネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要件を満たすよう、エネルギー回収率を26.0%以上とさせていただきます。なお、夏季においても発電効率が極端に低下しないよう提案させていただきます。
206	発注仕様書	197	第3章	第12節	1	(19)	23)		「表 3-13 ITV 装置リスト(参考)」について監視対象で灰ビットが重複しておりますので、ご確認をお願いします。	蒸気タービンの設計点算出にあたっては、発注仕様書記載の条件で計画してください。
207	発注仕様書	198	第3章	第12節	4	(9)	2)		「熱利用設備(場内用)について「各給湯機器は、諸室等性能表を参照し計画すること。」とありますが、熱収支(実使用量)を検討するにあたり既存の保守士谷事務所(収集事務所・管理棟)における熱利用実績をご教示ください。	既存保守士谷事務所の給湯機能力は、87.2kW×8台です。
208	発注仕様書	198	第3章	第12節	4	(9)	2)		「熱利用設備(場内用)について「各給湯機器は、諸室等性能表を参照し計画すること。」とありますが、熱収支(実使用量)を検討するにあたり施設従事者の人数(勤務体制等)をご教示ください。	貯湯槽式循環給湯の給湯負荷は、2,500kW程度を想定していますが、人数については、【別添資料14-2_諸室等性能表】の足室に記載の人数を参照してください。
209	発注仕様書	198	第3章	第12節	4	(3)	1)		熱収支の条件明確化のため、熱利用設備(場内用)での熱利用量についてご教示願います。	貯湯槽式循環給湯の給湯負荷は、2,500kW程度を想定しています。
210	発注仕様書	199	第3章	第12節	5	(3)			「熱利用設備(場外用)の供給熱量について、「1.36 GJ/h(本数値は過年度の平均年間使用量を示す)」と記載がありますが、年間供給熱量の合計とその内訳(日平均、供給日数、季節や時間帯の供給熱量の変動等)をご教示いただけませんか。	熱利用設備の年間別蒸気使用量は、【別添資料①-06_熱利用設備の蒸気使用量】を参照してください。提案においては場外負荷は常時1.36 GJ/h、場内負荷は常時2,500kW使用する条件で計算してください。
211	発注仕様書	199	第3章	第12節	5	(3)			「熱利用設備(場外用)の供給熱量について、「1.36 GJ/h(本数値は過年度の平均年間使用量を示す)」と記載がありますが、年間供給熱量の合計とその内訳(日平均、供給日数、季節や時間帯の供給熱量の変動等)をご教示いただけませんか。	ご理解のとおりです。
212	発注仕様書	199	第3章	第12節	5				本施設から場外へ供給した蒸気は復水として全量返送されるものと理解でよろしいでしょうか。返送される場合は戻り温度についてご教示ください。	復水については全量返送され、戻りの条件は、100℃未満を想定しています。
213	発注仕様書	199	第3章	第12節	5	(7)	2)		「熱利用設備(場外用)の供給熱量について、「1.36 GJ/h(本数値は過年度の平均年間使用量を示す)」と記載がありますが、年間供給熱量の合計とその内訳(日平均、供給日数、季節や時間帯の供給熱量の変動等)をご教示いただけませんか。	現状に合わせて、同等以上の仕様にて更新工事を計画してください。
214	発注仕様書	199	第3章	第12節	5	(7)	4)		「配管ルートは【別添資料 03_周辺ユーティリティ状況図及び接続箇所】を参照のこと。」とありますが、別添28を参照することです。	ご理解のとおりです。
215	発注仕様書	200	第3章	第13節	1	(3)	3)		「雑用空気圧縮機について「3) 空気槽容量 [ ] m <sup>3</sup> ×[2] 基」とありますが、雑用空気槽は必要な容量を満たすうえで1基としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
216	発注仕様書	202	第3章	第13節	3				環境集じん器について、「常時ダスト等が発生する場所、点検・整備作業で粉じんが発生するおそれのある箇所から、粉じんを含む空気を吸引し、作業環境の保全を確保するために設置。」とありますが、コンベヤの点検口、軸シール部等、解釈により対象範囲が課題となります。具体的に対象範囲をご教示下さい。	常時ダスト等が発生する場所には、環境集じん器を設けてください。点検・整備作業で粉じんが発生するおそれのある箇所には、近傍に設置真空掃除機の接続口を設けてください。
217	発注仕様書	204	第3章	第13節	5				「本設備は、工場エリア内機器廻りやホッパステージ廻りの床面に飛散している塵埃を吸引清掃するために設ける。」とありますが、ホッパステージの床面は水洗浄も行うと思いますので、真空掃除機の対象外とさせて頂けないでしょうか。	発注仕様書に記載のとおりです。
218	発注仕様書	206	第3章	第13節	6				用役収支で洗車用水を試算するにあたり、1日平均洗車台数をご教示ください。	洗車設備の使用水量は、{5m <sup>3</sup> /d}として計画してください。
219	発注仕様書	206	第3章	第13節	6				洗車設備が2台設置されますが、給排水収支計画のため1日あたりの洗車台数についてご教示願います。	洗車設備の使用水量は、{5m <sup>3</sup> /d}として計画してください。
220	発注仕様書	206	第3章	第13節	6				洗車設備を投入ステージ内に設ける場合、投入ステージ床洗浄水等と同様にゴミビット排水を計画してよろしいでしょうか。	提案を不可とします。
221	発注仕様書	207	第3章	第13節	7	(3)	3)	①	工場横断面模型の縮尺については「既存工場模型の縮尺に合わせる。」とありますが、既存工場模型の縮尺をご教示ください。	既存模型の縮尺は、1/125です。
222	発注仕様書	211	第3章	第13節	9	(4)			書庫、倉庫のみ棚の仕様は木製(床、壁固定)とし、その他棚はスチール製と考えてよろしいでしょうか。	発注仕様書220ページ 第4章 第2節 1 ㉔ d)に記載のとおり、倉庫、書庫「等」に設ける棚は、木製とします。
223	発注仕様書	214	第4章	第1節	1	(3)	1)		「掘削工事について「また、既存施設建設時の山留が残り地である場合、これらについても原則、撤去すること。」とありますが、既存施設建設時の山留工事の概要が想定できる資料をご提示ください。	【別添資料①-07_197_新保守士谷工場建設工事】を参照してください。明らかに「残置」と図面上明示されているものはありませんが、例えば、山留にラップコンクリートが絡んでおり、抜くことは困難と思われる等貴社の実績と経験から判断してください。
224	発注仕様書	214	第4章	第1節	1	(4)			「建築基準法及び関連法令の手続きについて」日影規制等にも関係するため建築基準法上の敷地境界線をお示しください。	【別添資料02_事業実施区域図】赤線で示しているものが、建築基準法上の想定している敷地境界線です。詳細は、測量図をご確認ください。
225	発注仕様書	214	第4章	第1節	1	(4)			「建築基準法及び関連法令の手続きについて」日影規制等にも関係するため建築基準法上の敷地境界線は「02_事業実施区域図」の赤線で示された敷地境界線と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	発注仕様書	214	第4章	第1節	1	(4)			「建築基準法及び関連法令の手続きについて」日影規制等にも関係するため建築基準法上の敷地境界線は「02_事業実施区域図」の赤線で示された敷地境界線と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

227	発注仕様書	214	第4章	第1節	1	(1)		本工事範囲が、1) から13) まで記載されていますが、別添資料リストNo.22施工区分によると、4) 9) 11) 12) 13) は施工は別途工事となっています。別添資料リストNo.22施工区分を優先すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、【別添資料22_別途工事一覧表(施工区分)を優先してください。
228	発注仕様書	214	第4章	第1節	1	(3)	1)	「既存施設建設時の山留が残置されている場合は、それらについても原則、撤去すること」とあります。建設時の山留め計画図面をご開示ください。	【別添資料13_保土ヶ谷工場各種工事関連図面】の【03_1977_新保土ヶ谷工場建設工事】167～173ページをご確認ください。
229	発注仕様書	214	第4章	第1節	1	(3)	1)	「既存施設建設時の山留が残地されている場合、これらについても原則、撤去すること」とありますが、仮設材等についても公告の資料に記載のないものが存在した場合は、費用と工期について協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	設計図書で予見できないものが確認された場合については、別途協議とします。
230	発注仕様書	217	第4章	第2節	1	(2)	4)	「既存地下工作物については、調査の有無にかかわらず本設として再利用することは不可とする。」とありますが、建物杭の引抜きに抵抗する要素として既存地下躯体の重量を考慮することは可能でしょうか。	既存地下躯体の重量を新規の建物杭の引き抜き抵抗として考慮する場合は、計画通知申請機関と協議を行ってください。その結果により判断します。
231	発注仕様書	217	第4章	第2節	1	(3)	1)	① 「c) ごみクレーン操作室から見える壁面等に、投入扉の扉番号を大きく、かつ、見やすく表示すること。」とありますが、ごみクレーン操作室を投入扉が直接見えない位置に配置する場合にはITV映像等を活用し記載の機能を持たせることでよろしいでしょうか。	ごみクレーン操作室から投入扉が直接見えない場合は、提案を不可とします。
232	発注仕様書	217	第4章	第2節	1	(3)	1)	② 「ピット底部と壁面にはハンチを設けること。」とありますが、壁面についてはP.90に記載される「半径1.5m程度の曲面」にて計画するものと考えてよろしいでしょうか。	数値は参考に記載しています。設計にあたっては、必要な強度、ごみの溜まりにくさ等使用勝手も考慮し、適切なサイズのハンチを計画してください。
233	発注仕様書	218	第4章	第2節	1	(3)	1)	⑤ 「d) 隣接して、炉室に通じる前室を兼ねる脱靴室を設けること。脱靴室には、ヘルメット及び防護マスク等の保護具を保管する収納棚(扉付き)を工場職員の数分整備すること。」とありますが、工場職員の人数についてご教示ください。	【別添資料14-2_諸室等性能表】の工場エリア脱靴室を参照してください。
234	発注仕様書	220	第4章	第2節	1	(3)	1)	⑩ 平面計画における⑩-⑭のヤードについて、現施設にて計量棟手前道路に設置されているコンテナスペースと同じ使われ方と考えてよろしいでしょうか。	⑩については、同様の使用の仕方となります。 ⑭金属類スクラップヤードは、直接床にスクラップを置き、⑯不燃性粗大ごみは、トラックから手おろし、手積みにより作業を行います。
235	発注仕様書	220	第4章	第2節	1	(3)	1)	⑩ 平面計画における⑩-⑭のヤードについて、高さ3m以上の壁により区画のみとし、屋根は不要(雨ざらし)と考えてよろしいでしょうか。	【別添資料14-2_諸室等性能表】に記載のとおり、屋根を設けない場合は雨の吹き込まない場所に設置してください。
236	発注仕様書	220	第4章	第2節	1	(3)	1)	⑭ 「1) スラブ下には、湧水槽を設け水中ポンプ等を設置する等地下水対策を行うこと。」とありますが、湧水槽を必要とする室条件をご教示ください。	地質調査報告書や建物計画に照らし合わせ、地下部分で湧水が発生する恐れがある場合は、建設事業者の提案で計画してください。
237	発注仕様書	222	第4章	第2節	1	(3)	4)	⑥ 「⑥ 地域の方々が無難に利用でき、活動拠点となる地域利用スペースを設けること。」とありますが、どういった団体や個人の方を想定されていますでしょうか。(例：NPO、町内会等)	町内会等、地域住民の方々及び環境NPO法人等を想定しています。
238	発注仕様書	222	第4章	第2節	1	(3)	4)	⑥ 「⑥ 地域の方々が無難に利用でき、活動拠点となる地域利用スペースを設けること。」とありますが、予約制での管理を想定してよろしいでしょうか。	管理方法も含めてご提案ください。
239	発注仕様書	225	第4章	第2節	1	(3)	8)	② 車両機材室について「収集事務所駐車場近くにタイヤ、チェーン等車のメンテナンス用の材料を保管する車両機材室を設置し」とありますが、「07_平面配置計画図(参考図)」に位置と考えた場合、発注仕様書内の「収集事務所駐車場」とは既存の駐車場を示すと考えてよろしいでしょうか。	車両機材室は、既設収集事務所駐車場内に設置するものとしません。
240	発注仕様書	225	第4章	第2節	1	(3)	8)	② 車両機材室について「収集事務所駐車場近くにタイヤ、チェーン等車のメンテナンス用の材料を保管する車両機材室を設置し」とありますが、当該計画位置は、「02_事業実施区域図」2頁の「整備範囲(赤枠)」外での設置となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
241	発注仕様書	227	第4章	第2節	2	(3)	8)	「8) 同一建築物において、原則として、鉄筋及び鉄骨は基準強度の異なるものを同一サイズで使用してはならない。」とありますが、強度と変形を考慮した設計によって、最適な基準強度を設定することは可能とします。	原則として、同一サイズのものは基準強度を揃える仕様になっていますが、強度と変形を考慮した設計によって、最適な基準強度を設定することは可能とします。
242	発注仕様書	227	第4章	第2節	3	(1)	10)	② 「工法により決められた最低勾配以下とする計画や室内となる部分の屋根に折版の重ねタイプを使用することは、認められない。」とありますが、「折版の重ねタイプ」とは断熱グラスウール材入りの二重折版が認められないということでしょうか。	折版の重ねタイプは、将来的にボルト部分からの経年劣化等による漏水対策を取ることが難しいため認めませんが、ハゼ締めによる二重折版については、この限りではありません。
243	発注仕様書	227	第4章	第2節	2	(3)	9)	構造耐力上主要な部分以外の鉄骨についてはSN400(A種)とすることができるとありますが、現場溶接等がない部材等のSS400材の使用は可能でしょうか。	提案を可とします。
244	発注仕様書	227	第4章	第2節	3	(1)	2)	屋根には原則としてトップライト等は設けないこととあります。別添資料14-2諸室等性能表で伊室が第1種換気として指定されていますが、ルーフファンやプラント開口は「トップライト等」に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、屋根に開口を設ける際は、将来的に漏水が発生しない納まりとなる雨仕舞としてください。
245	発注仕様書	227	第4章	第2節	2	(3)	7)	「コンクリートの耐久設計基準強度は24N/mm <sup>2</sup> (標準)とすること」とありますが、コンクリートの設計基準強度を24N/mm <sup>2</sup> 以上の高強度コンクリートを採用した場合でも、耐久設計基準強度は24N/mm <sup>2</sup> とするという認識でよろしいでしょうか。	耐久設計基準強度の24N/mm <sup>2</sup> は変わりません。なお、設計基準強度は応力度に応じ、適切に設定してください。高強度コンクリートを含め、必要以上に設計基準強度を高く設定する場合、採用するかは監督員と協議の上で決定します。
246	発注仕様書	227	第4章	第2節	2	(3)	8)	「同一建築物において、原則として、鉄筋及び鉄骨は基準強度の異なるものを同一サイズで使用してはならない」とありますが、鉄骨部材については強度と変形を考慮した最適な設計とするために、同一サイズでも基準強度の異なる材質を採用してよろしいでしょうか。	原則として、同一サイズのものは基準強度を揃える仕様になっていますが、強度と変形を考慮した設計によって、最適な基準強度を設定することは可能とします。
247	発注仕様書	227	第4章	第2節	2	(3)	9)	「塑性変形性能を期待する鉄骨部材又は溶接を行う構造耐力上主要な部分に用いる鉄骨部材に使用する建築構造用圧延鋼材(JIS G 3136)はSN400(B種、C種)又はSN490(B種、C種)とすること。それ以外の建築構造用圧延鋼材(JIS G 3136)はSN400(A種)とすることができるとありますが、鋼材によってはSS材しか製造していない形鋼もあるため、塑性変形性能を期待しない主架構以外の部分に用いる鉄骨部材にはSS材やSM材を採用することをお認めいただけないでしょうか。	主架構以外の二次部材等で溶接のない部材についてはSS材を採用することは可能ですが、それ以外はSM材とします。
248	発注仕様書	227	第4章	第2節	3	(2)	3)	「ごみピットのコンクリート強度は、ホップステージ高さまでごみを積み上げても耐えられるものとする」とありますが、一方で、P.90に「容量の算定は原則として、投入エリア容量は、ごみ投入扉シュート部下端とする。貯留エリア容量は、中間隔壁上端とする。なお、中間隔壁の高さは、クレーン手動運転に支障が無いようにすること。」と記載されています。ごみピットの容量算定高さを、構造計算で考慮する積み上げ高さと考えてよろしいでしょうか。	容量の算定は、ピットの大きさを決めるための考え方であるため、構造計算上は、実際の運用を考慮し、ホップステージ高さまでごみが積み上がるものとして計画してください。
249	発注仕様書	227	第4章	第2節	3	(1)	2)	「屋根には、経年による雨漏りを防止するため原則としてトップライト等は設けないこと。」とありますが、伊室屋根に設置するルーフファンやプラント機器貫通孔等、本施設の性能上やむを得ないものの設置は可能と考えてよろしいでしょうか。	可能ですが、その場合においても、将来的に漏水が発生しない納まりとなる雨仕舞としてください。

250	発注仕様書	228	第4章	第2節	3	(1)	16)	「16) 原則、緑化は地上部で確保することとするが、それのみでは緑化率が不足し、やむを得ず屋上緑化を行う場合は、以下によること。」とありますが、緑化率は別に、啓発目的での屋上の緑化は認められると考えてよろしいでしょうか。	屋上防水のメンテナンスを考慮し、原則認めません。
251	発注仕様書	229	第4章	第2節	3	(4)	2)	「ごみピットに接する室等（居室以外も含む）の内壁は、室側へごみ汁が漏れ出すことを防ぐために積み上げ高さまで二重壁構造とする。」とありますが、ごみピットに接する部屋が灰ピットや水槽の場合も点検可能な二重壁構造が必要でしょうか。	土に接する部分以外は、必要です。
252	発注仕様書	230	第4章	第2節	3	(7)	2)	「床洗浄を行う室の扉及び枠は、下部から1mまでをステンレス鋼製とすること。」とありますが、床洗浄を行う部屋は事業者の提案と考えるとよろしいでしょうか。	機器を設置しない倉庫及びOAフロア、配管ピットを設置した室を除いた室はすべて床洗浄を行うことを想定しています。
253	発注仕様書	233	第4章	第2節	3	(9)	5)	「全ての階に、原則として階の案内板〔デジタルサイネージ〕を設けること。」とありますが、発注仕様書210頁のデジタルサイネージ3台の他に、管理棟、工場棟の職員エリア各階設置のフロアマップをデジタルサイネージにするの理解でよろしいでしょうか。	デジタルサイネージは、来場者の方々を対象に計画してください。
254	発注仕様書	238	第4章	第3節	2	(2)	4)	「狩場橋側面の防音壁（ガラスパネル）を更新すること」とありますが、別添資料24に示される内容と同等の仕様で更新するものと考えるとよろしいでしょうか。	既設と同等以上の更新としますが、詳細は事業者提案とします。なお、防音壁（ガラスパネル）の色・透明度等については別途協議とします。
255	発注仕様書	239	第4章	第3節	2	(4)	5)	「身障者用1台、来場者用5台、職員用5台を来場者エントランス周辺に配置すること。」とありますが、屋根等は不要と考えるとよろしいでしょうか。	身障者用駐車施設は、屋内に配置するか、屋外に配置する場合は、「横浜市福祉のまちづくり条例」の趣旨にのっとり、車いす使用者の乗降を考慮した屋根（庇）を設け、建築物の出入口までの経路を最短になるよう、近接した位置に設けてください。
256	発注仕様書	239	第4章	第3節	2	(4)	5)	「身障者用1台、来場者用5台、職員用5台を来場者エントランス周辺に配置すること。」とありますが、「表4-4駐車予定台数」記載の駐車台数に含むものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	発注仕様書	239	第4章	第3節	2	(4)	5)	「身障者用1台、来場者用5台、職員用5台を来場者エントランス周辺に配置すること。」とありますが、「表4-4駐車予定台数」に含むものとした場合、「表4-4駐車予定台数」に記載の駐車スペースは、「02_事業実施区域図」2頁の「整備範囲（赤線）」内に計画するものと考えてよろしいでしょうか。	身障者用駐車施設は、屋内に配置するか、屋外に配置する場合は、「横浜市福祉のまちづくり条例」の趣旨にのっとり、車いす使用者の乗降を考慮した屋根（庇）を設け、建築物の出入口までの経路を最短になるよう、近接した位置に設けてください。
258	発注仕様書	239	第4章	第3節	2	(4)	5)	「身障者用1台、来場者用5台、職員用5台を来場者エントランス周辺に配置すること。」とありますが、「表4-4駐車予定台数」に含むものとした場合、「表4-4駐車予定台数」に記載の駐車スペースは、屋外平面駐車（屋根なし）と考えるとよろしいでしょうか。	身障者用駐車施設は、屋内に配置するか、屋外に配置する場合は、「横浜市福祉のまちづくり条例」の趣旨にのっとり、車いす使用者の乗降を考慮した屋根（庇）を設け、建築物の出入口までの経路を最短になるよう、近接した位置に設けてください。
259	発注仕様書	239	第4章	第3節	2	(5)		用役収支で洗車場における洗車用水を試算するにあたり、1日平均洗車台数をご教示ください。	事務所エリアの収集事務所フロアと洗車場で使用する1日最大使用水量は、【125m <sup>3</sup> /d】を参考に計画してください。
260	発注仕様書	239	第4章	第3節	2	(6)	1)	「敷地内の雨水及び汚水を排除するため排水施設を設けること。」とありますが、「排水施設」の具体的な考えをご教示ください。洗車排水は生活污水と考え、下水本管へ放流と考えるとよろしいでしょうか。	洗車排水は、含油排水のため、下水の放流基準を満たすよう油水分離槽等を設置し、汚水本管へ接続してください。
261	発注仕様書	240	第4章	第3節	2	(6)	3)	「既存排水設備（遊水池を除く）は全て撤去」とありますが、別添資料02の解体範囲図に示される解体範囲が対象と考えるとよろしいでしょうか。また、既存排水設備（埋設配管含む）が全て網羅された図面をご提示いただくことは可能でしょうか。	解体範囲図1及び解体範囲図2（別途工事）の範囲にある既存排水設備（遊水池を除く）は【別添資料03_周辺ユーティリティ状況図及び接続箇所】の「別添2排水汚水平面図」に示されている配管を除き、全て撤去する設計とさせていただきます。既存排水設備（埋設配管含む）の図面については、【別添資料13_保土ヶ谷工場の各種工事関連図面】の【15_1980 新保土ヶ谷工場建設工事(用地造成)】にある汚水排水平面図・汚水排水縦断面図・雨水排水平面図・雨水排水縦断面図を参照してください。
262	発注仕様書	240	第4章	第3節	2	(8)	1)	「施設敷地境界周辺に緩衝緑地等を整備し、騒音及び景観に及ぼす影響を軽減すること。」とありますが、別添資料02に示される法面補修、植栽工事範囲が対象と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本工事は本業務においては設計のみを行い、工事については別途発注を行います。
263	発注仕様書	240	第4章	第3節	2	(8)	5)	既存の緑化率は、整備範囲外である敷地外周で20%程度を想定しているとありますが、敷地面積61,140㎡に対して20%と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
264	発注仕様書	244	第4章	第4節	2	(4)	3)	雨水排水は敷地内の遊水池へ放流とありますが、具体的な場所をご教示願います。	遊水池への放流箇所は、【別添資料03_周辺ユーティリティ状況及び接続箇所】の図中で破線の濃緑色矢印で表示しています。
265	発注仕様書	248	第4章	第5節	3	(5)		「外灯等高所に設置された電球の交換に必要となる設備（高所作業車）を納品すること。」とありますが、計画した外灯高さに合わせて高所作業車を選定し、1台を備品として納品と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	発注仕様書	248	第4章	第5節	3	(5)		「外灯等高所に設置された電球の交換に必要となる設備（高所作業車）を納品すること。」とありますが、発注仕様書211頁に記載の高所作業車と兼用とすることは可能でしょうか。	提案を可とします。
267	発注仕様書	248	第4章	第5節	3	(5)		「外灯等高所に設置された電球の交換に必要となる設備（高所作業車）を納品すること。」とありますが、発注仕様書211頁に記載の高所作業車と兼用とすることが不可である場合、高所作業車の格納場所（工場エリア内、事務所エリア内など）をご提示ください。	兼用を可とします。
268	発注仕様書	250	第4章	第5節	5	(8)	1)	電気自動車用充電設備工事（1）場所 公用車駐車場とありますが、公用車駐車場の場所をご教示ください。	職員用車両及び収集車駐車場となります。
269	発注仕様書	251	第4章	第5節	5	(8)	3)	電気自動車用充電設備工事（3）数量30台（急速充電器）」とありますが、本急速充電器は公用車30台を急速充電で常時充電する運用でしょうか。	ご理解のとおりです。
270	発注仕様書	251	第4章	第5節	5	(8)	3)	電気自動車用充電設備工事（3）数量30台（急速充電器）」とありますが、パブリックな充電設備の設置とし、30台すべてが急速充電設備、普通乗用車として計画と考えるとよろしいでしょうか。また、課金システムの可否をご教示ください。	普通乗用車及び収集車への充電を想定しています。また、課金システムについては、不要とします。
271	発注仕様書	251	第4章	第5節	5	(8)	3)	電気自動車用充電設備工事（3）数量30台（急速充電器）」とありますが、運用方法に関してご教示ください。運用方法に準じて、急速充電を普通充電とするかどうかは事業者提案とさせて頂くことは可能でしょうか。	発注仕様書に記載のとおりです。
272	発注仕様書	251	第4章	第5節	5	(8)	3)	電気自動車用充電設備工事（3）数量30台（急速充電器）」とありますが、30台同時使用の想定と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	発注仕様書	251	第4章	第5節	5	(9)		収集用電気自動車充電設備について「将来用に、電源容量のみ確保すること。」とありますが、確保すべき電源容量の数値[kw]又は台数をご教示ください。	200[kw]を想定してください。
274	発注仕様書	251	第4章	第5節	5	(9)		収集用電気自動車充電設備の台数はご指定がありますでしょうか。	指定はありません。200[kw]の容量を想定してください。

275	発注仕様書	251	第4章	第5節	5	(9)		収集用電気自動車充電設備について「将来用に、電源容量のみ確保すること。」とありますが、屋内外及び課金システムの可否をご提示ください。	200[kW]を想定してください。課金システムについては、不要とします。また充電設備は屋外設置とします。
276	発注仕様書	251	第4章	第5節	5	(8)		急速充電器の電源は、常用電源系統からの給電でよろしいですか。	ご理解のとおりですが、うち5台分は非常用電源系統からも給電できるように計画してください。
277	発注仕様書	252	第5章	第1節	2	(2)		「【別添資料02.事業実施区域図】の解体範囲図に記載されている全ての工作物解体撤去工事。ただし、一部の排水管については、稼働中施設の排水や雨水排水が適切に排除されるよう、水替え、切替え等の必要な機能を確保するための対応を図ること。」とありますが、一部の排水管の具体的な位置等提示して頂けないでしょうか。	【別添資料03.周辺ユーティリティ状況図及び接続箇所】の別紙2排水汚水平面図に図示しています。
278	発注仕様書	252	第5章	第1節	2	-1		解体撤去工事範囲に計量棟が含まれております。しかしながら、添付資料09.動線計画図(参考図)では、計量棟付近は常時収集および搬入車両が通行しており、解体するタイミングが無いように考えられます。計量棟解体時は車両通行を一時的に止めて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	搬入車両の通行を止めることはできません。搬入が行われない時間帯を有効に活用し、車両の通行帯を確保しながら、解体する計画としてください。
279	発注仕様書	254	第5章	第1節	4	(1)	4)	低濃度PCBの処置について、貴市資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課の発行している「PCB廃棄物 適正処理の手引き」にも記載がありますとおり、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」となっております。また自ら処理できない場合には許可業者に委託して行うこととなっております。手引きの「2.4 PCB廃棄物の譲渡及び譲受けの制限(PCB特措法第17条、同規則第26条)」にあるように、PCB廃棄物の譲渡は禁止されており、除外事例にもあたらないので事業者が譲り受けて処理することはできないと思われまます。特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物等)では原則再委託は禁止されておりますが、今回の場合はどのように本業務を実施する想定かご教示いただけますでしょうか。	発注仕様書に記載のとおり、低濃度PCB廃棄物にあたるものについては機器養生等の処置を行い、本工事整備範囲内の指定する場所に移動してください。
280	発注仕様書	254	第5章	第1節	4	(3)		既存設備の他工場への搬出について「次に示す設備を、他施設で再利用できるよう撤去し、運搬できるよう養生すること。また、監督員の指示する施設へ搬入すること。」とありますが、現在想定している搬出先をご教示ください。	本市の焼却工場を想定しています。
281	発注仕様書	254	第5章	第1節	4	(3)		既存設備の他工場への搬出について「次に示す設備を、他施設で再利用できるよう撤去し、運搬できるよう養生すること。また、監督員の指示する施設へ搬入すること。」とありますが、搬出対象となる装置の外形、重量がわかる図面をご提示ください。	【別添資料①-08_撤去再利用機器外形図】を参照してください。
282	発注仕様書	254	第5章	第1節	4	(3)		既存設備の他工場への搬出について「次に示す設備を、他施設で再利用できるよう撤去し、運搬できるよう養生すること。また、監督員の指示する施設へ搬入すること。」とありますが、他施設に移送した後の動作保証は免責との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、撤去及び運搬時に設備に破損等が生じた場合は、有責となります。
283	発注仕様書	254	第5章	第1節	4	(3)		既存設備の他工場への搬出について「次に示す設備を、他施設で再利用できるよう撤去し、運搬できるよう養生すること。また、監督員の指示する施設へ搬入すること。」とありますが、施工に必要な場合、ガス切断等の分割作業を実施してよろしいでしょうか。	分割せざるを得ない場合は、容易に組み立てが可能となるよう配慮してください。
284	発注仕様書	254	第5章	第1節	4	(1)	4)	「PCBが含まれている可能性の高い電気設備機器については、分析を行ったうえで、低濃度PCB廃棄物にあたるものについては機器養生等の処置を行い、本市の指定する場所に搬送すること」とありますが、シート等で養生処置を行い、敷地内の貴市指定カ所への搬送のみで、保管する建屋等は所管範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	発注仕様書	257	第5章	第2節	4	(1)		「汚染の可能性のある解体物に接触した雨水を含む排水及び湧水は～仮設排水処理施設の設置等の措置をとること。」とありますが、仮設の排水処理施設の設置計画にあたり、現状の流入水の性状が必要となります。追加資料29「工場排水処理施設水質分析結果報告書」で放流時の水質分析は記載されていますが流入時の分析結果がありません。現状の流入水の性状は追加資料32「保土ヶ谷工場湧水槽の水質試験結果について」の水質レベルが流入しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
286	発注仕様書	259	第5章	第3節	2			現時点では作業前の空気中や付着物のダイオキシン類の調査前であるため、解体作業管理区域に関しては、見積の公平性を考え、第一管理区域と想定してよろしいでしょうか。	管理区域については、【別添資料①-09_管理区域】を参照してください。
287	発注仕様書	259	第5章	第3節	2			解体工事における除染作業については、汚染状況は貴市より示されていないため、入札時は応募者にて想定し、応募者想定を上回った除染費用は別途清算していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	管理区域については、【別添資料①-09_管理区域】を参照してください。なお、想定外の除染費用について別途精算します。
288	発注仕様書	260	第5章	第4節				「本工事で建設される事務所エリアに含まれる収集事務所フロア竣工後、同敷地内にある現収集事務所機能の移転を行う。移転完了後、速やかに施設の解体工事(別途工事)に着手できるよう設計を行うこと。なお、解体工事は本業務工期内に完了することを前提とし設計を行うこと。」とありますが、工期は別途工事業者の力量に左右される為、解体工期は6ヶ月以内で完了出来る条件としてよろしいでしょうか。または貴市にて必要な解体工事期間の提示をお願い出来ないでしょうか。	契約締結より完了まで6か月程度を想定しています。
289	発注仕様書	261	第6章	第1節	1			発注仕様書において「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」を熟知のうえ土壌汚染調査及び本対策工事を実施する」とありますが、建設事業者が乗り込む時点で土壌汚染範囲が確定されていない場合は施工計画等を検討することができません。汚染範囲を確認するための土壌調査は、建設工事より前に、貴市にて実施頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	発注仕様書に記載のとおりです。
290	発注仕様書	261	第6章	第1節	1			発注仕様書において「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」を熟知のうえ土壌汚染調査及び本対策工事を実施する」とありますが、建設事業者が乗り込む時点で土壌汚染範囲が確定されていない場合は施工計画等を検討することができません。汚染範囲を確認するための土壌調査を建設事業者にて実施することを想定されている場合には、必要な土壌調査の仕様(試料採取地点数、分析検体数、分析項目等)をご提示ください。	本市の想定する汚染範囲は、【別添資料①-10_本市の土壌汚染想定】のとおりです。
291	発注仕様書	261	第6章	第1節	2			「要措置区域を解除し、形質変更時届出区域に指定できるよう本対策工事をを行うこと」とありますが、要措置区域と形質変更時届出区域の位置図、各区域の汚染状態(汚染対象物質、汚染項目・濃度等)のわかる資料をご提示ください。	本市の想定する汚染範囲は、【別添資料①-10_本市の土壌汚染想定】のとおりです。
292	発注仕様書	261	第6章	第1節	2			「汚染土量の約57%で第二溶出基準を超えることと想定すること」とありますが、特定有害物質の種類および濃度により汚染土壌の処理費用は変わるため、見積精度向上のため対象となる特定有害物質と最大濃度(溶出量、含有量)をご提示ください。	貴社にて想定してください。
293	発注仕様書	261	第6章	第1節	2			2 汚染土壌の撤去について、「想定する汚染物質は、ダイオキシン類、、、表6-1に本対策工事(形質変更の届出に対する支援も含む。)の土量数量表を示す。」とありますが、本対策工事を行う自主検査の結果、本工事実施時に参考数量を超過または不足した場合は、追加増減工事及び工期変更の対象となりますでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は協議の上決定します。

294	発注仕様書	261	第6章	第1節	1		土壌調査については、施工者が実施する土壌調査のみの結果に基づき要措置区域等の指定がなされるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	発注仕様書	261	第6章	第1節	2		「・・・要措置区域を解除し、形質変更時届出区域に指定できるよう本対策工事を行うこと。」とありますが、現状の横浜市の公表資料では区域指定はなされておらず、本工事着手前に要措置区域に指定されていると理解してよろしいでしょうか。	本工事着手前に要措置区域に指定されません。建設事業者が実施する自主調査の結果次第となります。土壌汚染が認められ、土壌汚染の人への摂取経路があり健康被害が生ずるおそれがある場合、要措置区域に指定されます。
296	発注仕様書	261	第6章	第1節	2		「・・・要措置区域を解除し、形質変更時届出区域に指定できるよう本対策工事を行うこと。」とありますが、区域指定の申請(届出)費市側・事業者側どちらで行う予定でしょうか。	申請(届出)については、本市が行います。
297	発注仕様書	261	第6章	第1節	1		「建設事業者は、平面での汚染状況を把握後」とありますが、本工事範囲について土壌汚染状況調査(平面での汚染範囲の把握)は貴市にて実施済みと理解してよろしいでしょうか。	建設事業者が汚染状況を把握してください。
298	発注仕様書	261	第6章	第1節	1		「建設事業者は、平面での汚染状況を把握後」とありますが、平面範囲の汚染状況を把握するにあたり、表6-1汚染土壌対象土量数量表だけでは把握は困難です。汚染物質、汚染範囲のわかる資料を提供いただけますでしょうか。	本市の想定する汚染範囲は、【別添資料⑩-10_本市の土壌汚染想定】のとおりです。
299	発注仕様書	261	第6章	第1節	1		「・・・必要に応じて深度方向等の自主調査を行い、汚染範囲を把握すること」とありますが、別添資料「地質調査結果」で示されている地下水位以外に地下水位を把握するための観測井の資料がありましたら提供いただけますでしょうか。	【別添資料04_地質調査結果】をもとに地下水位の把握をお願いします。
300	発注仕様書	261	第6章	第1節	2		「掘削除去の実施にあたっては・・・土壌の拡散、地下水への流出など周辺への影響がないよう、必要な措置を講ずること。」とありますが、対象物質について地下水汚染の有無のわかる資料を提供いただけますでしょうか。	貴社にて想定してください。
301	発注仕様書	261	第6章	第1節	2		「想定される汚染物質は・・・汚染土量の約57%で第二溶出基準を超えると想定すること。・・・」とありますが、第二溶出基準超過土壌の比率の根拠を提示いただけますでしょうか。	本市で想定した値です。
302	発注仕様書	261	第6章	第1節	2		「想定される汚染物質は・・・汚染土量の約57%で第二溶出基準を超えると想定すること。・・・」とありますが、深度方向の自主調査を行った結果、262頁 表6-1の第二溶出基準超過土壌の比率が変わった場合、設計変更・工事費変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	発注仕様書	262	第6章	第1節	2	表 6-1	土壌汚染対策工事の見積には、除去対象範囲の平面図および深さのわかる資料が必要です。対象土量数量の算出根拠となった除去対象範囲の平面図および深度方向の汚染分布等のわかる資料をご提示ください。	本市の想定する汚染範囲は【別添資料⑩-10_本市の土壌汚染想定】のとおりです。
304	発注仕様書	262	第6章	第1節	2	表 6-1	土壌汚染対策工事の見積には、現地盤の状況がわかる資料が必要です。除去対象範囲の表面舗装の種類と厚さ、砕石厚や、ビット底面の厚さ等のわかる資料をご提示ください。	表面舗装等については、【別添資料13_保土ヶ谷工場の各種工事関連図面】の【15_1980_新保土ヶ谷工場建設工事(用地造成)】にある道路標準横断面図を参考にしてください。ビット等の厚さ等については、同様に【別添資料13_保土ヶ谷工場の各種工事関連図面】の【01_1973_新保土ヶ谷工場建設工事設計図】【03_1977_新保土ヶ谷工場建設工事】内、構造図、施工図等により確認してください。
305	発注仕様書	262	第6章	第1節	2	表 6-1	凡例にある深さ0.25m、0.30m等(①地表面、②排水経路、③ビット等)は、現地盤からの深さを示しているのでしょうか。深度方向の汚染分布等を示して頂く等による説明資料をご提示ください。	①は現地盤からの深さ、②排水経路底面からの深さ、③ごみビット、灰ビット基礎底面からの深さを示します。②は、【別添資料13_保土ヶ谷工場の各種工事関連図面】の【15_1980_新保土ヶ谷工場建設工事(用地造成)】にある汚水排水平面図・汚水排水縦断面図、③は、【別添資料13_保土ヶ谷工場の各種工事関連図面】の【01_1973_新保土ヶ谷工場建設工事設計図】【03_1977_新保土ヶ谷工場建設工事】内、断面図等により対象構造物等の深さを確認してください。
306	発注仕様書	262	第6章	第1節	2	表 6-1	汚染土壌の処理費用は体積ではなく重量で精算されます。単位体積重量をご提示ください。	貴社にて想定してください。
307	発注仕様書	262	第6章	第1節	2		表6-1に土壌汚染対策工事の土量は示されていますが、汚染土の深さについては同表の凡例に記載の値として計画すればよろしいでしょうか。(例えば「① 地表面 深さ: 0.25m」は地表面から0.25mまでが汚染された範囲と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
308	発注仕様書	262	第6章	第1節	2		第1節にて、「本章は、本対策工事に適用するものである。なお、明記されていない事項であっても工事実施上、付随して必要と考えられるものについては、建設事業者の責任において実施すること」とあります。本節2項の自主調査の結果を予測したうえで、汚染土壌の除去に必要な費用を入札価格に反映するという理解でよろしいでしょうか。	汚染土壌の除去処分に必要な費用は、発注仕様書表6-1を参考にし、入札価格に反映してください。
309	別添資料No.02 事業実施区域図						現況図、整備範囲図について、敷地境界及び整備範囲を含むCADデータをご提供願います。	【別添資料⑩-11_事業実施区域図 (CADデータ)】を提供します。
310	別添資料No.02 事業実施区域図	1					現況図のCADデータをご提示ください。	【別添資料⑩-11_事業実施区域図 (CADデータ)】を提供します。
311	別添資料No.02 事業実施区域図	2					確認申請上の敷地境界線は目影規制、音響測定等にかかわらず、DVD資料02_事業実施区域図の赤線で示された敷地境界線を確認申請上の敷地境界と考え、CADデータの提供をお願いします。	【別添資料⑩-11_事業実施区域図 (CADデータ)】を提供します。
312	別添資料No.02 事業実施区域図	3					「法面補修、植栽工事範囲」について、整備範囲外における「植栽工事」とは、発注仕様書71頁における「4 植栽帯の造園管理業務」を指すもの(新たな植栽芝張を求めものではない)と考えてよろしいでしょうか。	整備範囲外の「植栽工事」は、別途工事として発注仕様書の第4章第3節2(8)で規定される「植栽芝張・緑化」を「法面補修、植栽工事範囲」において行います。「植栽工事」とは別に【別添資料19_樹木剪定範囲平面図】の「樹木剪定範囲」において、第2章第3節4で規定される「植栽帯の造園管理業務」を行います。
313	別添資料No.02 事業実施区域図						「解体範囲図1」において、防火水槽が解体範囲外となっておりますが、既設を流用する計画とする認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
314	別添資料No.09 動線計画図(参考図)						工事中の収集車両動線確保のため、既存計量機廻りの既存擁壁の一部を撤去解体することは、可能と考えてよろしいでしょうか。	宅地造成等規制法に規定する宅地造成に該当しない計画であれば可能ですが、該当の有無については、関係機関に確認のうえ、計画してください。 以下のアドレス参照。 <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/takuzo/kiseiho/tebiki.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/takuzo/kiseiho/tebiki.html</a>
315	別添資料10 保土ヶ谷中継輸 送施設(廃棄物 運搬中継施設) 生活環境影響調 査書	5	第1章 第2章 など	1節	7	2	廃棄物運搬中継施設について、表1.7-1主要設備の概要より計量機を新設する計画となっておりますが、計量機を2基設置することとして新工場併用開始後においても当該計量機を使用することは可能でしょうか。	本工事の整備範囲外に設置することから、使用することはできません。
316	別添資料No.13 保土ヶ谷工場の 各種工事関連図 面						環境事業局新保土ヶ谷工場建設工事(機械設備工事)の図面データを共有いただくことは可能でしょうか。(電気設備工事は受領済みです)	【別添資料⑩-12_1976_環境事業局 新保土ヶ谷工場空調衛生工事】を参照してください。
317	別添資料No.14- 1 諸室等性能表	1					「工場エリアの各室については、数字を記載している部分以外は設置するプラントや室の機能に応じて適切な面積、天井高さを計画すること。また、プラント機種等、仕様により必要な室は、記載がなくても追加して計画すること」とありますが、逆に、記載があっても発注仕様書記載内容やメンテナンス性向上等により、不要と思われる部屋については削除提案をしてもよろしいでしょうか。	工場エリアの建築計画は、プラント設備に合わせて計画されるものため、プラント設備の配置計画や維持管理において支障がないと判断できた場合のみ削除の提案を可能とします。
318	別添資料No.14- 2 諸室等性能表	1					【収集事務所フロア】女性用スペース内脱衣室の家具・ユニット等について「洗濯パン設置」とありますが、必要サイズをご提示ください。	800mmサイズ程度を想定しています。

319	別添資料No. 14-2 諸室等性能表	2							【取集事務所フロア】 洗濯・乾燥室の家具・ユニット等について「洗濯パン設置」とありますが、必要サイズをご提示ください。	800mmサイズ程度を想定しています。
320	別添資料No. 14-2 諸室等性能表	3							【管理フロア】 脱靴室の家具・ユニット等について「洗濯パン設置」とありますが、必要サイズをご提示ください。	800mmサイズ程度を想定しています。
321	別添資料No. 14-2 諸室等性能表	3							【共用部（取集事務所・管理フロア）】 洗濯・乾燥室の家具・ユニット等について「洗濯パン設置」とありますが、必要サイズをご提示ください。	800mmサイズ程度を想定しています。
322	別添資料No. 14-2 諸室等性能表	5							【工場エリア】 車両整備室については、車両機材室と近接して取集車両駐車場近くに配置することは可能でしょうか。	車両整備室は、工場エリア内に配置する計画とします。
323	別添資料No. 14-2 諸室等性能表	6							【工場エリア】 投入ステージトイレ（湿式）の設計条件事項について「外部から使用できる位置に計画すること。」とありますが、「外部」とは、投入ステージ外部からのアクセスを想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	投入ステージ内部からのアクセスを想定しています。 利用者は、投入ステージ監視員及び搬入車両運転手です。
324	別添資料No. 14-2 諸室等性能表	6							【工場エリア】 ごみピットの条件事項に「壁100mm増し打ち」とありますが、内装仕上げなどの壁に打ち直し300mmとあります。壁の増し打ちは何mmを正と考えればよろしいでしょうか。	100mmとしてください。
325	別添資料No. 14-2 諸室等性能表	6							【工場エリア】 灰ピットの条件事項に「壁100mm増し打ち」とありますが、内装仕上げなどの壁に打ち直し増し打ち300mmとあります。壁の増し打ちは何mmを正と考えればよろしいでしょうか。	100mmとしてください。
326	別添資料No. 14-2 諸室等性能表	6							【工場エリア】 飛灰ピット・灰沈殿槽・その他灰ピットと同空間に設置するピットの条件事項に「壁100mm増し打ち」とありますが、内装仕上げなどの壁に打ち直し増し打ち300mmとあります。壁の増し打ちは何mmを正と考えればよろしいでしょうか。	100mmとしてください。
327	別添資料No. 22 保土ヶ谷工場 （仮称）改築工 事の施工区分	8	表4						別途工事施工者の事務所の設置スペースについて、条件をご教示願います。	別途工事施工者用事務所は、一人あたりの面積を本工事、建設事業者用事務所と同等とし、設置場所等の詳細は、施工計画作成時に協議します。
328	別添資料No. 23 保土ヶ谷工場測 量図								当該測量図のCADデータを共有いただくことは可能でしょうか。	【別添資料①-13_保土ヶ谷工場測量図（CADデータ）】を提供します
329	別添資料No. 23 保土ヶ谷工場測 量図								隣地境界線、道路境界線、接道の確認ため、計画通知申請区域をご教示願います。	【別添資料02_事業実施区域図】現況図に赤線で明示した敷地境界が、計画通知申請区域を想定しています。
330	別添資料No. 23 保土ヶ谷工場測 量図								記載のレベル表記はDL（横浜港港湾工事基準面）表記と考えてよろしいでしょうか。	測量図記載の標高は、TP（東京湾平均潮位）です。
331	別添資料No. 23 保土ヶ谷工場測 量図								記載のレベル表記について、DL表示の場合、TP表示への換算方法を具体的な事例（DL+52mをTP表示に変換した場合など）にてご教示願います。	測量図記載の標高は、TP（東京湾平均潮位）です。
332	別添資料No. 27 単線結線図及び 自営線整備範囲 図（想定）	5							保土ヶ谷工場と狩猟線風荘の間の黒線の部分は共同溝がない為、架空線を想定しているとの理解でよろしいでしょうか。	露出配管工事を想定しています。
333	別添資料No. 27 単線結線図及び 自営線整備範囲 図（想定）	5							保土ヶ谷工場から児童遊園地（環境活動支援センター）のルートで児童遊園地（環境活動支援センター）側に敷地内は埋設予備管ありとありますが、この予備管は本工事で使用して良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
334	別添資料No. 27 単線結線図及び 自営線整備範囲 図（想定）	5							児童遊園地（環境活動支援センター）内の構内第一柱は、本工事で使用できる（利用できる）との理解でよろしいでしょうか。	利用の可否は、関係所管との協議の上決定となります。
335	別添資料No. 27 単線結線図及び 自営線整備範囲 図（想定）	5							自営線整備範囲に関する現地説明会の開催を希望します。	希望者に対して現地説明会を実施します。 現地説明会を希望する入札参加者は、設計図書等に関する質問書を提出した提出先に電子メールにて申し込んでください。 なお、現地説明会の説明箇所は、配線ルートのみとなります。
336	別添資料No. 32 湧水槽、ごみ ピット湧水水質								追加資料32「湧水槽、ごみピット湧水水質」が提示されていますが、対象敷地では工場操業に伴う地下水質のモニタリングの実施履歴はありますか。実施されている場合は、地下水位、水質のデータを開示していただけないでしょうか。	【別添資料32_湧水槽、ごみピット湧水水質】をもとに水質データ等の把握を、【別添資料04_地質調査結果】をもとに地下水位の把握をお願いします。